職員の給与等に関する報告及び勧告

令和７年 10 月 10 日

茨 城 県 人 事 委 員 会

写

茨人委第218号
令和7年10月10日

茨城県議会議長　西　野　　一　殿

茨城県知事　大井川　和　彦　殿

茨城県人事委員会
委員長　阿久津　正晴

職員の給与等に関する報告及び勧告について

本委員会は、地方公務員法第８条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与等について別紙第１のとおり報告し、あわせて、給与の改定について別紙第２のとおり勧告します。

目　　次

別紙第１　職員の給与等に関する報告
はじめに　…… 1
１　職員給与の現状　…… 2
２　民間給与の現状　…… 3
３　公民給与の比較方法の見直し…… 5
４　職員と民間従業員の給与比較　…… 7
５　物価及び生計費の動向　…… 8
６　給与制度等をめぐる動向　…… 8
むすび　……10
１　職員の給与　……10
２　公務の運営　…… 15

別紙第２　勧告
Ⅰ　令和７年４月の公民較差等に基づく給与改定のための関係条例の改正
１　職員の給与に関する条例の改正　……23
２　一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正　……24
３　一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正　……24
Ⅱ　給与制度改正のための関係条例の改正
１　職員の給与に関する条例の改正　……25
２　義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する
条例の改正 ……26
Ⅲ　改定の実施時期　……26
別記　給料表
別記第１　……27
別記第２　……64
別記第３　……64
別記第４　……65
別記　切替要領
別記第５　……68

別紙第１　職員の給与等に関する報告

はじめに

人事委員会の勧告制度は、地方公務員の労働基本権が制約されていることの代償措置として、給与、勤務時間その他の適正な勤務条件を確保するという機能を担っており、人事委員会は、中立・公正な専門機関として、情勢適応の原則、均衡の原則等、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）の趣旨を踏まえ、職員の勤務条件に関し講ずべき措置について、議会及び知事に報告及び勧告することとされている。

このうち、職員の給与水準については、毎年実施している「職員給与実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」の結果を精密に比較した上で、国、他の都道府県の状況、地域の生計費その他の事情を勘案して、報告及び勧告を行っている。

国においては、本年８月、人事院が、公務員人事管理についての報告を行い、あわせて、国家公務員の給与についての報告及び勧告を行った。

当該報告等において、人事院は、公務の人材確保は大変厳しい状況にあり、長時間労働の是正や人材獲得で競合する民間企業の水準等を踏まえた競争力のある給与の実現といった多くの課題に対して、正面から向き合い、改革を次のフェーズに進める必要があるとしている。

人事院では、成長と挑戦を支える「これから」の公務を実現するための人材マネジメント改革を迅速に進めるため、官民給与比較方法の見直し等については令和７年度から取り組み、人材獲得上の競合関係にある企業規模を意識し、より規模の大きな企業との比較に見直すとしたところである。

本県においても、激化する人材獲得競争を前提とした「競争力のある給与の実現」が求められるほか、複雑化・高度化する行政課題や多様化する行政ニーズに対応し、質の高い行政サービスを提供できる「多様で有為な人材の確保」や「人材の育成・活用」、さらには「勤務環境の整備」や「公務員倫理等の徹底」などの重要な課題に的確に対応していく必要がある。

こうした中、本委員会は、適正な給与水準の確保を始め、職員の勤務条件等について、調査・検討を重ねてきたところである。

本委員会としては、日々職務に精励している職員の士気や意欲が高まり、公務運営の更なる活性化が図られるよう、今後とも、勧告制度を通じて職員の適正な勤務条件の確保に努めていく所存である。

1　職員給与の現状

本委員会は、職員（企業職員及び技能労務職員を除く。以下同じ。）の給与を検討するため、本年４月現在で職員給与実態調査を実施したが、その結果は、次のとおりである。

⑴　職員構成

職員構成の状況は、表－１のとおりであり、職員数は 29,994 人となっている。

職員は、その従事する職務の種類に応じ、行政職、公安職、海事職、教育職、研究職、医療職及び福祉職の７種 11 給料表並びに任期付職員及び任期付研究員の給料表の適用を受け、その平均年齢は、40.7 歳である。

また、学歴別人員構成は、大学卒 82.5％、短大卒 5.0％、高校卒 12.4％、性別人員構成は、男性 56.2％、女性 43.8％となっている。

表－１　職員構成の状況

職　員　数	平 均 年 齢	平均経験年数
29,994 人	40.7 歳	18.1 年

学歴別人員構成比				性別人員構成比	
大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男性	女性
82.5％	5.0％	12.4％	0.0％	56.2％	43.8％

（注）　育児休業中及び公益的法人等派遣の職員等を除く（次表について同じ）。
なお、小数点以下第２位を四捨五入しているため、合計が 100％とならない場合がある。

⑵　平均給与月額

平均給与月額は、表－２のとおりであり、職員全体では 404,761 円となっており、うち民間給与との比較を行っている行政職給料表適用職員（新規学卒の採用者等を除く。）では 388,351 円となっている。

表－２　職員の平均給与月額

	給料	地域手当	管理職手当	扶養手当	住居手当	その他	計
全職員	360,627 円	24,729 円	4,991 円	8,003 円	6,019 円	392 円	404,761 円
うち行政職員	339,622 円	25,483 円	8,601 円	8,153 円	6,359 円	133 円	388,351 円

（注）１　給料には、給料の調整額及び教職調整額等を含む。
２　その他には、初任給調整手当、単身赴任手当（基礎額）、寒冷地手当を含む。
３　行政職員とは、行政職給料表の適用を受ける職員のうち、新規学卒の採用者等を除いた職員をいう。

２　民間給与の現状

本委員会は、職員の給与と民間の給与との精確な比較を行うため、企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の県内の民間事業所 1,310 のうち 262 事業所について、職種別民間給与実態調査を実施した。

調査では、公務に類似すると認められる職種の職務に従事する者 10,937 人について、給与改定の有無にかかわりなく、本年４月分として個々の従業員に実際支払われた給与月額等を調査した。同時に、各企業における給与改定の状況等についても調査を実施した。また、民間事業所における昨年冬と本年夏の特別給の状況等を把握するため、昨年８月から本年７月までの直近１年間の支給実績について調査した。

調査完了率は、各民間事業所の御協力を得て、87.5％となっている。

なお、後記３のとおり、公民給与の比較方法の見直しを行うことから、令和７年の職員給与と民間給与との比較に用いる民間事業所の調査結果は、企業規模 100 人以上の事業所におけるものとする。

調査結果については、次のとおりである。

⑴　初任給の状況

民間事業所における初任給の改定状況は、表－３のとおりであり、新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で 38.6％、高校卒で 31.3％となっている。そのうち初任給について、増額した事業所の割合は、大学卒で 79.9％、高校卒で 91.0％、据え置いた事業所の割合は、大学卒で 20.1％、高校卒で 9.0％となっている。

表－３　民間における初任給の改定状況

学歴＼項目	企業規模	新規学卒者の採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の採用なし
			増額	据置き	減額	
		%	%	%	%	%
大学卒	規模計（100人以上）	38.6	(79.9)	(20.1)	－	61.4
	500人以上	48.1	(83.6)	(16.4)	－	51.9
	100人以上500人未満	28.0	(72.8)	(27.2)	－	72.0
	【参考】50人以上100人未満	9.5	(100.0)	－	－	90.5
高校卒	規模計（100人以上）	31.3	(91.0)	(9.0)	－	68.7
	500人以上	34.9	(87.5)	(12.5)	－	65.1
	100人以上500人未満	27.3	(96.0)	(4.0)	－	72.7
	【参考】50人以上100人未満	14.3	(100.0)	－	－	85.7

（注）　（ ）内は、新規学卒者の採用がある事業所を 100 とした割合である。

⑵ 給与改定の状況

民間事業所における給与改定の状況は、表－４のとおりであり、民間事業所においては、一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は 69.1％となっている。

また、民間における定期昇給の状況は、表－５のとおりであり、一般の従業員（係員）について、定期昇給を実施した事業所の割合は 92.2％となっている。そのうち昇給額について、昨年に比べて増額した事業所の割合は 43.1％、減額した事業所の割合は 5.1％、変化なしとした事業所の割合は 43.9％となっている。

表－４　民間における給与改定の状況

役職段階＼企業規模＼項目		ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベース改定の慣行なし
		%	%	%	%
係員	規模計（100人以上）	69.1	0.7	－	30.2
	500人以上	82.8	1.4	－	15.9
	100人以上500人未満	53.0	－	－	47.0
	【参考】50人以上100人未満	34.9	5.0	－	60.1
課長級	規模計（100人以上）	59.0	2.5	－	38.6
	500人以上	66.1	4.6	－	29.3
	100人以上500人未満	50.5	－	－	49.5
	【参考】50人以上100人未満	34.9	5.0	－	60.1

（注）　ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。
なお、小数点以下第２位を四捨五入しているため、合計が 100％とならない場合がある。

表－５　民間における定期昇給の実施状況

役職段階＼企業規模＼項目		定期昇給制度あり	定期昇給実施	増額	減額	変化なし	定期昇給中止	定期昇給制度なし
		%	%	%	%	%	%	%
係員	規模計（100人以上）	92.2	92.2	43.1	5.1	43.9	－	7.8
	500人以上	92.6	92.6	38.6	2.1	51.9	－	7.4
	100人以上500人未満	91.6	91.6	49.2	9.1	33.4	－	8.4
	【参考】50人以上100人未満	75.0	75.0	37.6	6.2	31.2	－	25.0
課長級	規模計（100人以上）	77.2	77.2	32.3	5.4	39.4	－	22.8
	500人以上	73.8	73.8	28.3	2.8	42.8	－	26.2
	100人以上500人未満	81.5	81.5	37.5	8.8	35.1	－	18.5
	【参考】50人以上100人未満	70.6	70.6	35.4	5.9	29.4	－	29.4

（注）　定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。
なお、小数点以下第２位を四捨五入しているため、内訳の合計は計と一致しない場合がある。

３　公民給与の比較方法の見直し

本県における公民給与の比較方法については、これまでも国や他の都道府県の動向等を踏まえつつ、随時見直しを行ってきたところである。平成 18 年には、より広く民間企業の状況を公務員給与に反映させるため、国に準じて、従来 100 人以上としていた比較対象企業規模を 50 人以上としている。

本年３月、人事院の有識者会議である人事行政諮問会議から、比較対象企業規模について、公務全体の人材確保のため少なくとも従前の 100 人以上に戻すべきとの最終提言があり、人事院は、本年の官民給与の比較における比較対象企業規模を、従来の 50 人以上から 100 人以上に改める見直しを行った。

本県においても、国と同様に公務の人材確保は喫緊の課題であり、国や他の都道府県の動向等を踏まえて適切な公民給与の比較方法について検討を行い、公民給与の比較方法を次のように見直すこととした。

⑴　比較対象企業規模

民間企業において、初任給を含む給与水準の大幅な引上げが行われている中、公務における給与も、優秀な人材が魅力と受け止めるようなものとしていく必要がある。

公民給与の比較に当たっては、広く民間企業の状況を反映させる観点とともに、公務の職務・職責に照らして適切な比較対象とする観点が求められるが、行政課題等の複雑化・多様化や今日の厳しい人材獲得競争を前提とすれば、公務の職務・職責を重視し、より規模の大きな企業と比較することが必要であり、国と同様に、公民給与の比較のための対象企業規模を引き上げることが適当である。

引上げ後の企業規模については、国及び他の都道府県の動向等を踏まえ、100 人以上とする。

⑵ 比較における対応関係

月例給の公民給与比較の対応関係については、公務の各役職段階（職務の級）と民間企業の各役職段階との対応関係を整理し、職員と民間企業従業員の同種・同等の者同士を比較するという原則の下、本県の各職務の級に格付けしている役職段階を基準として、特定の役職段階については、民間企業の規模に応じて一定の差を設けている。

前記の比較対象企業規模の引上げに伴い、比較における対応関係を表－６のとおり見直すこととした。

表－６　公民比較における役職の対応関係

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">行政職給料表
公務の役職段階
（職務の級）</td><td colspan="2">民間企業の役職段階</td></tr>
<tr><td>企業規模 500 人以上の事業所</td><td>企業規模 100 人以上 500 人未満の事業所</td></tr>
<tr><td>９級</td><td>部　　長</td><td>支店長
工場長
部　　長
部次長</td><td></td></tr>
<tr><td>８級</td><td>次　　長</td><td rowspan="3">課　　長</td><td rowspan="3">支店長
工場長
部　　長
部次長</td></tr>
<tr><td>特７級</td><td>課　　長</td></tr>
<tr><td>７級</td><td>課長相当</td></tr>
<tr><td>６級</td><td>課長相当
課長補佐</td><td rowspan="2">課長代理</td><td rowspan="2">課　　長</td></tr>
<tr><td>５級</td><td>課長補佐</td></tr>
<tr><td>４級</td><td>係　　長</td><td rowspan="2">係　　長</td><td>課長代理</td></tr>
<tr><td>３級</td><td>係　　長
主　　任</td><td>係　　長</td></tr>
<tr><td>２級</td><td rowspan="2">主事
技師</td><td>主　　任</td><td>主　　任</td></tr>
<tr><td>１級</td><td>係　　員</td><td>係　　員</td></tr>
</table>

⑶　特別給の比較方法

特別給の比較対象企業規模については、月例給の公民比較において、企業規模 100 人以上の民間企業とすることとの整合性を考慮し、特別給の公民比較においても、企業規模 100 人以上の民間企業を比較対象とする。

4　職員と民間従業員の給与比較

前記の公民給与比較方法の見直しを行った上で、本年の公民給与の比較を行った結果は、次のとおりである。

⑴　月例給

前記の職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、職員にあっては行政職、民間にあっては公務の行政職に類似すると認められる職種の者について、個々人の主な給与決定要素である職種、役職段階、年齢などを同じくする者同士を対比させるラスパイレス方式で、本年４月分の給与額を比較した。

較差の状況については、表－７のとおりであり、民間給与が職員の給与を１人当たり 11,809 円(3.04％)※1 上回っていることが明らかになった。

表－７　公民給与の較差

民間給与（A）	職員給与（B）	較差(A)－(B) $\left(\frac{(A)-(B)}{(B)} \times 100\right)$
400,160 円	388,351 円	11,809 円 (3.04％)

（注）　民間給与、職員給与ともに、本年度の新規学卒の採用者等は含まれていない。

⑵　特別給

本年の職種別民間給与実態調査の結果、昨年８月から本年７月までの１年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、表－８のとおり、平均所定内給与月額の 4.66 月分※2 に相当しており、職員の期末手当及び勤勉手当の年間平均支給月数（4.60 月）を 0.06 月分上回っている。

※1　前記３⑴の見直しを行わなかった場合は 11,018 円（2.84％）である。
※2　前記３⑶の見直しを行わなかった場合は、4.61 月分である。

表－８　民間における特別給の支給状況

項目＼区分		事務・技術等従業員
平均所定内給与月額	下半期　（A_1） 上半期　（A_2）	398,225 円 411,300 円
特別給の支給額	下半期　（B_1） 上半期　（B_2）	914,439 円 972,180 円
特別給の支給割合	下半期 $\left(\frac{B_1}{A_1}\right)$ 上半期 $\left(\frac{B_2}{A_2}\right)$	2.30 月分 2.36 月分
特別給の支給割合年間計		4.66 月分

（注）１　下半期とは令和６年８月から令和７年１月まで、上半期とは同年２月から７月までの期間をいう。
　　２　企業規模 100 人以上、かつ、事業所規模 50 人以上の事業所を対象として集計している。
備　考　職員の場合、現行の年間支給月数は、平均で 4.60 月である。

５　物価及び生計費の動向

本年４月の小売物価統計調査（総務省）に基づく消費者物価指数は、昨年４月に比べ、全国及び水戸市でいずれも３％台で上昇している。

また、本委員会が家計調査（総務省）を基礎に算定した本年４月の水戸市（調査対象世帯数 83 世帯）の２人世帯、３人世帯及び４人世帯の標準生計費は、それぞれ 154,561 円、179,291 円及び 204,005 円となっている。

（資料編　３　生計費関係資料　参照）

６　給与制度等をめぐる動向

⑴　国の動向

人事院は、本年８月７日、国会及び内閣に対し、職員の給与に関する報告及び勧告を行い、あわせて、公務員人事管理に関する報告を行った（巻末掲載）。

主な報告及び勧告は、次のとおりである。

ア　民間給与との較差：15,014 円（3.62％）を解消するため、初任給を総合職（大卒）：5.2％（12,000 円）、一般職（大卒）：5.5％（12,000 円）、一般職（高卒）：6.5％（12,300 円）引き上げる等、俸給表を引上げ改定

イ　ボーナスを 0.05 月分引き上げ、民間の支給状況等を踏まえて期末手当及び勤勉手当に 0.025 月分ずつ均等に配分

ウ　官民給与の比較方法について、比較対象を企業規模 100 人以上とし、そのうち本府省職員においては、東京 23 区にある企業規模 1,000 人以上の本店事業所の従業員と比較する方法に見直し

エ　本府省業務調整手当の支給対象に本府省の幹部・管理職員を新たに加え、51,800 円を支給するとともに、課長補佐級の手当額を 10,000 円、係長級以下の手当額を 2,000 円引上げ

オ　特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当と他の手当との減額調整を廃止し、特地勤務手当に準ずる手当を、特地官署等への採用に伴い転居した職員に新たに支給

カ　自動車等使用者の通勤手当について、65 キロメートル以上から 100 キロメートル以上までの距離区分を新設し、現行の距離区分については 200 円から 7,100 円までの幅で手当額を引き上げるとともに、1 箇月当たり 5,000 円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当を新設

⑵　都道府県の動向

国家公務員の行政職の職員の俸給と本県のこれに相当する行政職の職員の給料について、国家公務員の俸給を 100 とし、ラスパイレス方式で比較したところ、令和６年４月１日現在、本県のラスパイレス指数は 100.2（地域手当補正後は 98.8）である。

都道府県のラスパイレス指数の状況は、表－９のとおりとなっている。

表－９　都道府県の給与比較

ラスパイレス指数	98 未満	98 以上 99 未満	99 以上 100 未満	100 以上 101 未満	101 以上
団体数	団体 5	団体 4	団体 20	団体 15	団体 3
団体数（地域手当補正後）	7	15	16	7	2

⑶　教員給与見直しの動向

教員給与の見直しについては、国において昨年８月に中央教育審議会が示した答申等を踏まえ、学校における働き方改革の更なる加速化や、学校の指導・運営体制の充実、教師の処遇改善を一体的かつ総合的に推進する観点から、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等が改正され、教職調整額の割合の段階的引上げ等が予定されている。

なお、義務教育等教員特別手当については、全国人事委員会連合会において、本年８月にモデルとなる手当額表を作成したところである。

むすび

職員の給与決定等の基礎となる諸条件は、以上のとおりである。これらを総合的に検討した結果、本委員会の見解は、次のとおりである。

１　職員の給与

⑴　公民較差等に基づく給与改定

職員の給与については、民間の給与を始め、国及び他の都道府県の給与並びに物価及び生計費の動向を総合的に勘案した結果、次のとおり改定する必要がある。

ア　給料表

行政職給料表については、人事院勧告に準ずることを基本として、本県の給料表の構造を踏まえて改定すること。

具体的には、大学卒業程度試験に係る初任給を5.3%（12,000円）、高校卒業程度試験に係る初任給を6.3%（12,200円）引き上げることとし、若年層が在職する号給に重点を置きつつ、全級全号給について引上げ改定を行うこと。

行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を基本に改定すること。

この改定は、本年４月時点の比較に基づいて職員給与と民間給与を均衡させるためのものであることから、同月に遡及して実施すること。

イ　初任給調整手当

初任給調整手当については、国に準じて、所要の改定を行うこと。

ウ　期末手当及び勤勉手当

期末手当及び勤勉手当については、民間の特別給の支給割合（月数）との均衡を図るため、支給月数を0.05月分引き上げ、4.65月分とすること。

引上げ分は、民間の特別給の支給状況等を踏まえ、期末手当及び勤勉手当に均等に配分すること。

本年度は、12月期の期末手当及び勤勉手当の支給月数を引き上げ、令和８年度以降は、期末手当及び勤勉手当のそれぞれの支給月数が６月期及び12月期で均等になるよう定めること。

また、医療大学の学長、定年前再任用短時間勤務職員及び特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当並びに任期付研究員の期末手当についても、同様に支給月数を引き上げること。

⑵　給料表及び昇給制度の見直し

本県では、能力・実績や職責を的確に反映できる給与体系とするため、令和６年４月から、行政職給料表の正課長級※1以上（以下「正課長級以上」という。）の管理職員について、国の行政職俸給表（一）に準じた給料表の枠組み内で、定期昇給を廃止して職務の級ごとに指定した４つの号給のみを使用する制度の試行を経て、本年４月からは、独自構造の給料表の導入及び昇給制度の見直しを実施した。

このような中、管理職員の給与の見直しを更に進めるため、知事から、行政職給料表の課長相当級※2（以下「課長相当級」という。）の職員についても、能力・実績や職責を的確に反映できる本県独自の給料表及び昇給制度を導入するよう、本委員会に対して要請があったところである。

本委員会としては、地方公務員法に定める均衡の原則等を踏まえつつ、本年４月の正課長級以上の給与の見直しとの均衡や課長相当級の職責等を考慮し、本県の今後の給与制度の在り方について検討を行った結果、次のとおり改正を行うこととする。

課長相当級が在職する行政職給料表７級については、行政職給料表６級との給料月額の重なりを解消の上、号給構成を簡素化し、能力・実績をより的確に反映できる給料表に改定する。

また、課長相当級の昇給制度については、正課長級以上の昇給制度に準ずることを基本に、職責の違いにも留意して所要の改正を行う必要がある。

なお、現在、職責が異なる行政職給料表の課長補佐級※3（以下「課長補佐級」という。）と課長相当級の両方が使用している行政職給料表６級は、課長補佐級のみが使用する職務の級に見直す必要がある。

⑶　通勤手当の見直し

人事院は、自動車等使用者に対する通勤手当について、民間の支給状況等を踏まえ、令和８年４月から距離区分の上限を 100 キロメートル以上に、手当額の上限を 66,400 円に引き上げるとともに、１箇月当たり 5,000 円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当を新設することとした。また、月の途中に採用された職員等に対し、採用日等から通勤手当を支給できるよう、手当の支給等に係る規定に関し、所要の措置を講じることとしている。

通勤手当については、これまでの改正経緯など本県特有の実情等を踏まえながら、見直しの検討を進める必要がある。

なお、検討に当たっては、交通用具使用者に対する手当額の上限について、

※1　職員の給与に関する規則（昭和 36 年茨城県人事委員会規則第２号）別表第２の行政職給料表級別職務分類表（以下「行政職給料表級別職務分類表」という。）において特７級に分類される職

※2　行政職給料表級別職務分類表において６級及び７級に分類される職

※3　行政職給料表級別職務分類表において５級及び６級に分類される職

国における見直し後の上限額を目安とする必要がある。

また、採用日等からの手当の支給については、国及び他の都道府県の動向を踏まえて見直しの検討を進める必要がある。

⑷　特地勤務手当等の見直し

人事院は、勤務地を異にする異動の円滑化を図るためには、必要不可欠な転勤をする職員に対する給与面での支援が必要であるとし、特地勤務手当について、地域手当が支給される場合の手当の減額措置を廃止することとした。

また、採用時から特地官署等に勤務する職員が生じていることを踏まえ、特地官署等への採用に伴い転居を行った職員に対しても特地勤務手当に準ずる手当を支給することとした。

さらに、特地勤務手当の額及び特地勤務手当に準ずる手当の額の算定基礎について、「現に受ける俸給等」のみを用いる方法に改めることとした。

特地勤務手当等については、国に準ずることを基本として所要の改正を行う必要がある。

⑸　宿日直手当の見直し

宿日直手当については、人事院勧告に準じて、所要の改定を行う必要がある。

⑹　教員給与の見直し

教職調整額及び管理職に対する本給加算額の段階的引上げについては、国の動向等を踏まえ、所要の措置を講じる必要がある。

なお、義務教育等教員特別手当については、全国人事委員会連合会が作成したモデルとなる手当額表に、給料の調整額及び特殊勤務手当等については、国の動向等にそれぞれ留意し、見直しを検討する必要がある。

⑺　給与制度の整備に係る諸課題

従来から公務をめぐる環境の変化に適切に対応し、所要の制度改正を行ってきたところであるが、次に掲げる課題など、給与制度の整備に係る諸課題について、引き続き、国及び他の都道府県の動向等や労働市場で競合する民間企業の給与水準にも留意し、検討を進める必要がある。

ア　職員の月例給与水準を適切に確保するための措置

人事院は、人材獲得競争が激しくなる中、最低賃金の上昇が続いていることを踏まえ、採用市場での競争力を確保していくため、月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合に、その差額を補填するため

の手当を新設することとした。

本県においては、国の動向を注視しながら、手当の新設について検討を進める必要がある。

イ　期末手当及び勤勉手当の見直し

人事院は、研究休職から復職した職員について、法人の種類にかかわらず、職務に密接な関連があり、公務の能率的な運営に特に資する研究に従事していた期間を期末手当の在職期間及び勤勉手当の勤務期間（以下「在職期間等」という。）に通算することとした。

本県においては、職員の分限に関する条例（昭和 26 年茨城県条例第 41 号）第２条第２号に基づく休職※4から復職した職員の休職にされていた期間に係る在職期間等の取扱いについて、見直しの検討を進める必要がある。

ウ　在級期間に係る制度の廃止等

人事院においては、職務給の原則の下、職務・職責に見合った給与処遇が確保できるよう職員が昇格するために原則として昇格前の級に一定の期間在級することを求める在級期間に係る制度を廃止することとし、これに関連する初任給制度等の諸制度についても見直しを行うこととしている。

本県においては、国及び他の都道府県の動向を注視していく必要がある。

エ　60 歳前後の給与水準（給与カーブ）

人事院は、60 歳前後の給与水準（給与カーブ）について、定年の段階的な引上げ期間の公務における人事管理の在り方の変化や、民間企業における高齢期雇用や高齢層従業員の給与水準の状況を注視しつつ、定年の段階的引上げが完成する令和 13 年３月までに必要な措置を講じられるよう引き続き検討を行っていくこととしており、その検討状況を注視していく必要がある。

オ　職務・職責を重視した給与体系

人事院では、職務・職責をより重視した新たな給与体系に移行するため、令和８年夏に措置の骨格を、令和９年夏に具体的な措置内容を報告できるよう、勤務時間や任用など他の制度と一体で見直しを進めるとしていることから、国の状況を注視していく必要がある。

※4　職員が学校、研究所その他これらに準ずる公共的施設の招きにより、これらの施設で、職務と密接な関連があり、県の行政に寄与すると認められる学術に関する事項の調査、研究又は指導に従事する場合に休職にすることができるもの

なお、本県では、本年４月から、能力・実績や職責を的確に反映し得る、本県独自の給料表の導入や昇給制度の見直し等を行ったところであるが、引き続き、職務・職責を重視した給与体系について検討を進める必要がある。

２　公務の運営

複雑化・高度化する行政課題や多様化する行政ニーズに的確に対応し、質の高い行政サービスを提供していくためには、公務組織を支える多様で有為な人材を継続的に確保することが重要である。

一方、若年人口の減少に加え、民間企業等との人材獲得競争が激しくなる中、本県採用試験の受験者数は減少傾向にあり、人材確保は大変厳しい状況が続いている。

このような状況を踏まえ、職員の成長を支援しつつ、能力を十分に発揮できる勤務環境や、能力・実績に応じた適切な評価制度の整備など、公務を支える人材のニーズにも即した総合的な人材活用に取り組んでいく必要がある。

あわせて、これらの取組を通じて組織としての魅力を高め、多様で有為な人材を更に呼び込む好循環へとつなげていくことが重要である。

⑴　多様で有為な人材の確保

ア　採用試験制度の見直し等

採用試験制度については、公平性と競争性を確保しつつ、受験者の能力を的確に測る仕組みを維持しながら、受験者の利便性向上や受験機会の拡大を図るため、これまで、試験科目の変更や試験日程の前倒し、試験会場の複数設置など様々な改革を進めてきた。

今後も、人材確保を取り巻く環境や若い世代の意識の変化などを踏まえつつ、受験しやすい試験制度への改革を行っていくことが必要である。

なお、現在、令和 14 年度までの間において、職員の定年を段階的に 65 歳に引き上げているところであり、当分の間の新規採用については、退職者の動向を見据え､中長期的な観点から計画的に確保していくことが必要である。

イ　公務の魅力発信

公務の魅力発信については、本委員会では、業務ガイダンスや採用説明会のオンライン開催のほか、職員採用ＰＲ動画や職種別説明動画の配信などに取り組んでいる。また、任命権者においても、県庁インターンシップにおける大規模な学生の受入れや技術系職種の説明会及び現場見学会を始め、様々な取組を行っている。

さらに、令和７年度から進路決定前の高校生や大学１、２年生等を対象とした出前授業や説明会を開催し、具体的な仕事内容（業務内容）や勤務環境の魅力を伝え、本県を就職先として選んでもらえるよう、任命権者と連携して広報活動の強化を図っているところである。

今後も、より多くの受験者を確保するため、あらゆる機会を活用して公務の魅力を発信することに加え、公務員志望者以外にも情報提供を強化していく必要がある。

ウ　社会人経験者の採用

社会人経験者の採用については、人材確保が一層厳しさを増す中、民間企業等における多様な経験や専門性を有する人材を誘致することも有効であることから、社会人経験者や任期付職員の選考採用、行政実務研修員の受入れを進めてきた。

また、転職を理由に県を退職した職員を再採用する制度（茨城県職員チャレンジ応援制度）も実施しているが、今後も、公務員経験者や民間企業経験者等、専門的な知識や多様な経験を持つ人材の確保を広く進めていくことが必要である。

一方、社会人経験者等の円滑な職場適応や離職防止について課題もあることから、令和７年度から知事部局において研修を行っているところであるが、引き続き、採用職員の多様化に対応したきめ細やかな支援策を講じていくことが重要である。

エ　障害者雇用の推進

障害者の雇用については、「障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）」の趣旨を踏まえ、各任命権者において積極的な採用が進められており、いずれの任命権者も法定雇用率を満たしている。

法定雇用率の段階的な引上げが進む中、障害者がその能力を発揮できるよう、障害者に適した業務の掘り起こしや従事する業務の配慮など、障害者が働きやすい環境整備に引き続き取り組んでいく必要がある。

⑵　人材の育成・活用

ア　人材の育成

限られた人員で組織全体のパフォーマンスを向上させていくためには、組織主導で職員の能力開発を適切に行っていくことに加えて、職員個人が主体的な学びを通じて成長できるよう支援していくことが重要である。

各任命権者においては、職層やキャリアステージごとに必要な能力を開発する研修を行うとともに、Ｅラーニングによる職員の自主的な学習の支援を強化するなど、多面的な人材育成の施策を用意している。さらに、民間企業等への派遣研修及び国との人事交流など、県内部では得難い業務経験を通じて施策立案のための新たな視点や効率的な業務手法等を身に付けさせる取組も行っている。複雑化・高度化する行政課題に対応できる組織づくりのため、各任命権者において、時代の要請に応えた人材育成を引き続き進めていく必要がある。

また、人事院においては、国家公務員に共通して求められる行動を明確にした行動規範を令和７年５月に策定したところである。本県では、第２次茨

城県総合計画において、求められる職員像を示して人材育成に取り組んでいるところであるが、職員が意欲と使命感を持って職務に向き合えるための仕組みづくりに引き続き努めていくことが必要である。

なお、人事院は、職員の主体的な学びを支援する一環として、自己啓発等休業の対象となる事由の拡大について、令和８年夏に措置の内容を報告することとしていることから、その動向を注視していく。

イ　能力・実績に基づく人事管理の推進

優秀な人材を確保し、定着させていくためには、職員の能力・実績を適切に評価し、任用や給与に的確に反映させるとともに、評価結果のフィードバックを通じて職員の勤務意欲の向上や成長促進を図ることが重要である。

各任命権者においては、これまでも評価区分の細分化や業績評価の年２回化など、人事評価の精度向上のための改正を行い、勤務成績をより直接的に給与に反映させる制度への改革を行ってきたところであるが、今後も、人事評価が公正かつ納得性の高いものとなるよう引き続き努めていく必要がある。

また、知事部局においては、令和７年度から人事異動を通年化する取組を開始したが、この取組は、年度当初の組織力低下防止や新たな行政課題・業務動向の変化に合わせた適切な人事配置に有効である一方、人事異動に関する業務量の増大や、正確かつ迅速な作業が求められることなどによる関係職員への負荷も懸念される。このため、デジタル技術の活用などを含め、業務効率化が必要であると考えられる。

ウ　女性の受験及び登用の促進

本県では、各任命権者において特定事業主行動計画である「茨城県職員子育て応援・女性活躍推進プラン」等（計画期間：令和３年４月から令和８年３月まで）を定め、女性職員の割合拡大及び登用の促進に取り組んでいる。

女性職員の割合拡大のためには、その入口となる採用の拡大が重要であることから、大学や就職支援企業が主催する説明会や業務ガイダンス、ホームページ等を活用し、活躍している女性職員のキャリア紹介を始め、柔軟な勤務制度や充実した子育て支援制度などを積極的に広報し、受験者の更なる確保に努めていく必要がある。

また、女性職員の登用については、知事部局及び教育委員会において、管理職（課長級以上）にある職員に占める女性職員の割合を、令和８年４月１日には26%にする高い目標を掲げ、積極的に進めているところである。

女性職員の登用の拡大は、女性の活躍の進捗状況を示す指標であるとともに、組織の能力を十分に引き出すためにも不可欠であることから、引き続き、意欲と能力のある女性職員の登用に取り組んでいくことが重要である。

⑶　勤務環境の整備

ア　時代に即した働き方の推進等

(ｱ) 柔軟な働き方への対応

本県ではこれまで、フレックスタイム制、テレワーク、時差出勤、休憩時間の選択等の柔軟な働き方が可能となる制度を整備してきた。

これらの制度は、育児、介護等のために時間の制約がある職員等の能力発揮やワーク・ライフ・バランスにも資するものであることから、既存制度の利用状況の検証等を行いつつ、更なる制度の整備・検討と一層の利用促進を図る必要がある。

また人事院は、今年度中に、実効性のある勤務間のインターバル確保に向けた取組を推進するとしているほか、適切な行政サービスの維持を前提に、様々な事情を抱える職員が継続して活躍していくための、無給の休暇の具体的な検討を進めるとともに、フレックスタイム制等の既存の制度の見直しも検討していくとしていることから、これらの状況を引き続き注視していく必要がある。

(ｲ) 兼業制度の見直し

兼業については、本業と異なる経験をすることにより、労働者（職員）の主体的なキャリアの形成、自己実現の追求等のメリットがあるとされている。

地方公務員については、地方公務員法第 38 条の規定により、任命権者から営利企業等従事許可を受けなければならないとされているが、本県では知事部局において、平成 31 年度から勤務時間外における兼業を原則許可することとしているところである。

人事院は、職員が有する知識・技術をいかした自営兼業（自ら営利事業を営む兼業）及び社会貢献に資する自営兼業が可能となるよう統一的な承認基準の新設等を行うとしていることから、引き続き国の状況を注視していく必要がある。

イ　仕事と生活の両立支援

これまで本県では、仕事と生活の両立支援を一層充実させるため、特別休暇等の各種支援制度の拡充等を行ってきたところであり、本年４月には、家族の看護に係る休暇の取得事由及び看護対象の拡大や時間外勤務の免除の対象となる子の範囲の拡大、10 月からは、育児部分休業の拡充及び任命権者に対する仕事と育児の両立に係る意向の聴取等の義務付け等を行った。

育児休業については、従来から、特定事業主行動計画における数値目標の設定やガイドブックによる周知等を行っており、加えて昨年４月に、男性職

員の育児に係る特別休暇として、子の養育、出産後の配偶者の世話等に利用可能な新生児育児参加休暇及び産後家族看護等休暇を新設するとともに、配偶者出産休暇の付与日数を拡大するなど、育児休業と並ぶ本県独自の取組を進めてきた。これにより、昨年度中に子が出生した男性職員は、概ね、育児休業又は育児に係る特別休暇のいずれかを取得しており、一定の成果を挙げている。

しかし、育児休業については、任命権者間で取得率が大きく異なる状況であること、また、育児に係る特別休暇についても、全対象職員が取得可能日数全てを取得するには至っていないことから、引き続き職員に対する周知及び啓発に加え、希望者が取得しやすい環境整備等に取り組む必要がある。

ウ　長時間労働の是正等

長時間労働の是正は、職員の心身の健康保持や公務能率の向上の観点から重要な課題であり、ワーク・ライフ・バランスの推進、魅力ある職場づくりや多様で有為な人材確保にも資するものである。

任命権者においては、一人一台端末の操作時間やタイムカードなどの客観的記録に基づく勤務時間管理により、時間外勤務時間が一定時間を超えた職員が発生した場合は、所属長等が事務分担の見直しや応援体制を検討するなどの業務の平準化を行い、過重労働の早期是正に取り組んでいる。

また、職員の勤務時間に関する規則（昭和 26 年茨城県人事委員会規則第８号）において、時間外勤務命令を行うことができる上限を設定しており、当該上限を超えた場合は、各任命権者に事後的な検証を義務付けている。

知事部局等においては、「働き方見える化システム」により、過重労働となりそうな職員の時間外勤務状況や繁忙・閑散期の把握など、職員の勤務状況を一元的に把握することが可能であることなどから、長時間労働の是正等の効果が期待されるところである。

職員の心身の健康保持や公務能率の向上のため、引き続き、業務量に応じた適切な体制を維持し、各職場におけるマネジメント強化や緊急性・重要性の高い業務への機動的な人員配置等により、職員の時間外勤務の縮減を推進していく必要がある。

教職員の長時間労働の是正については、勤怠管理システムによる各教員の時間外在校等時間の把握、「茨城県県立学校の働き方改革のためのガイドライン」に基づく教員の意識改革や業務改善に向けた取組の推進、四半期ごとの取組状況の調査のほか、働きがいを高めるための研修会の実施等により、働き方の見直しを進めている。

また、部活動については、茨城県「部活動の運営方針」（改訂版）を踏まえ、部活動指導員（外部人材）の活用や地域移行などにより、指導に当たる教職

員の負担を減らす体制の構築が進められているところである。

県教育委員会の調査によると、教員の時間外勤務（時間外在校等時間）については減少傾向となっているところであるが、月 80 時間を超える例が引き続き見受けられることから、教職員の長時間労働の是正に向け、学校を取り巻く関係者が相互に連携し､働き方改革を推進していくことが重要である。

さらに本年６月の、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の改正により、教育委員会に対し、教員の業務量の適切な管理と健康・福祉を確保するための措置を実施するための計画（業務量管理・健康確保措置実施計画）の策定、公表及び計画の実施状況の公表を義務付けることとされたことから、計画の進捗を注視していく必要がある。

エ　健康管理の推進

職員が心身ともに健康で、その能力を最大限に発揮できる職場環境を整えることは、職員自身やその家族ばかりでなく、公務の運営にとっても極めて重要である。今後、高齢層職員や女性職員の割合が増加していく状況や、様々な事情を有する職員がいる状況も踏まえつつ、引き続き健康診断の着実な実施など健康管理体制を充実していく必要がある。

知事部局においては、健康診断実施後の措置に係る取扱い要領を制定し、健康診断実施後の産業医等による保健指導などを実施しているところである。各任命権者においては、職員の健康を保持するため、引き続き、健康診断実施後の措置の徹底に努める必要がある。

また、各任命権者では、メンタルヘルス対策として、研修会の開催やカウンセリング専門機関などによる各種相談制度、ストレスチェックの分析結果の活用、職場復帰支援制度の実施などに取り組んでいるほか、特に、過重労働に係る健康障害防止のために、過重労働報告の徹底を図っているところである。

しかしながら､メンタル疾患による長期病休者数が増加していることから、その要因を分析するとともに、長時間勤務を行った職員に対する産業医による面接指導の徹底や、ストレスチェックにより高ストレスと判定された職員に対する産業医指導の受診勧奨など、職員の心の健康づくりをより一層進めていく必要がある。

また、心の不調を早期に発見し適切に対処できるよう、職場のコミュニケーションの活性化を図るなど、相談しやすい職場環境づくりに引き続き取り組むとともに、職員の円滑な職場復帰支援や再発防止に向けたフォローアップの充実に努めていく必要がある。

職員の中には、一部で長距離通勤の実態が見受けられ、特に自動車を使用した長距離通勤は心身への負担が懸念される。このため、職員の健康管理、

効率的な公務運営及びワーク・ライフ・バランス等の観点から改善すべきであり、長距離通勤者の個々の事情に配慮しながら、人員配置等を含めて計画的に取り組む必要がある。

オ　ハラスメント防止対策

職場におけるハラスメントは、職員の尊厳を傷つけ、その能力発揮を妨げるとともに、組織運営にも支障をもたらすものである。

人事院、全国の人事委員会等が設置する苦情相談窓口への相談においても、ハラスメント関係が高い割合を占め、全国的な課題となっており、本委員会の相談窓口においても、近年、ハラスメント等の相談件数が増加傾向にある。

本県では、任命権者において、管理職員等への研修の実施や相談窓口の設置など、ハラスメントの防止等に向けた様々な取組が進められてきているが、知事部局においては、本年３月にハラスメントの防止等に関する基本指針及び運用要綱を新たに制定し、職員及び管理職員の責務や、相談・苦情への対応を明解にしたところである。

引き続き、職員の勤務意欲の向上、心身の健康及び良好な勤務環境を実現するために、国等の動向を踏まえながら、ハラスメントの防止等に係る取組を進める必要がある。

顧客等からの著しい迷惑行為（いわゆる「カスタマー・ハラスメント」）については、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和 41 年法律第 132 号）等の改正により、雇用管理上必要な措置を講ずることを任命権者に義務付けることとされている。

知事部局では本年２月に、教育庁では本年３月に、それぞれ茨城県カスタマーハラスメント対応マニュアルを策定し、研修会を開催する等、職員のカスタマー・ハラスメント対策に係る知識・理解の深度化を図っているところである。

人事院は今後、カスタマー・ハラスメントについて必要となる取組を人事院規則に明記し、組織として毅然とした対応をとりやすくするなど、各府省における対策を支援するとしていることから、引き続き国の状況を注視していく必要がある。

また、人事院は、公平審査制度や苦情相談について、近年の傾向や関連制度の動向の把握・分析を進め、迅速性や実効性を高める方策について検討することとしていることから、その動向も併せて注視していく。

⑷　公務員倫理等の徹底

職員は、県民全体の奉仕者としての高い倫理観を持つことが常に求められており、本委員会でも、この旨をかねてから報告し、公務員倫理の徹底を促してきたところである。

しかしながら、一部の職員による法令遵守意識に欠ける事案が依然として見受けられ、県民からの県全体に対する信頼の低下が懸念される。

また、業務の電子化を推進しつつ個人情報の保護に応えられるよう、電子メールの誤送信防止機能導入など様々な対策や見直しが日々講じられているが、今なお、保有個人情報の漏えい等の事案が発生している状況にある。

県民の信頼に応えるべく、誠実かつ公正に職務を執行するよう、公務員倫理等の更なる徹底を図る必要がある。

人事委員会の勧告制度は、労働基本権を制約されている公務員の適正な処遇を確保するとともに、人材の確保や労使関係の安定などを通して、公務運営の安定に寄与しているところである。

このような本制度の意義や役割に深い理解を示され、別紙第２の勧告を速やかに実現されるよう要請する。

職員にあっては、県民の視点に立った、質が高く、効率的な県民サービスの提供に努め､高い倫理観と使命感をもって全力で職務に専念することを望むものである。

別紙第２　勧　　告

本委員会は、報告に述べた見解に基づき、職員の給与に関する条例(昭和 27 年茨城県条例第９号)、一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成 15 年茨城県条例第６号)、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成 13 年茨城県条例第９号) 及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和 46 年茨城県条例第 55 号) を次のとおり改正するよう勧告する。

Ⅰ　令和７年４月の公民較差等に基づく給与改定のための関係条例の改正

１　職員の給与に関する条例の改正

⑴　給料表

現行の給料表を別記第１のとおり改定すること。

⑵　諸手当

ア　初任給調整手当

(ｱ)　医療職給料表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額の限度を国に準じて改定すること。

(ｲ)　医療職給料表(一)以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職員の職にあるものに対する支給月額の限度を 52,100 円とすること。

イ　期末手当及び勤勉手当

(ｱ)　令和７年 12 月期の支給割合

ａ　ｂ及びｃ以外の職員

期末手当の支給割合を 1.275 月分(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.725 月分) とし、勤勉手当の支給割合を 1.075 月分(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.525 月分) とすること。

ｂ　特定幹部職員

期末手当の支給割合を 1.075 月分(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.625 月分) とし、勤勉手当の支給割合を 1.275 月分(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.625 月分) とすること。

ｃ　医療大学の学長の職にある職員

期末手当の支給割合を 0.6875 月分とし、勤勉手当の支給割合を 1.0875 月分とすること。

(ｲ)　令和８年６月期以降の支給割合

ａ　ｂ及びｃ以外の職員

６月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ

1.2625 月分(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.7125 月分）とし、６月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 1.0625 月分(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ 0.5125 月分）とすること。

b　特定幹部職員

６月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.0625 月分(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.6125 月分）とし、６月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 1.2625 月分(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ 0.6125 月分）とすること。

c　医療大学の学長の職にある職員

６月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.675月分とし、６月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 1.075 月分とすること。

２　一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

⑴　給料表

現行の給料表を別記第２のとおり改定すること。

⑵　特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当

ア　令和７年 12 月期の支給割合

期末手当の支給割合を 0.975 月分とし、勤勉手当の支給割合を 0.9 月分とすること。

イ　令和８年６月期以降の支給割合

６月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 0.9625 月分とし、６月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.8875 月分とすること。

３　一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

⑴　給料表

現行の給料表を別記第３のとおり改定すること。

⑵　期末手当

ア　令和７年 12 月期の支給割合

期末手当の支給割合を 1.775 月分とすること。

イ　令和８年６月期以降の支給割合

６月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.75 月分とすること。

Ⅱ　給与制度改正のための関係条例の改正

１　職員の給与に関する条例の改正

⑴　行政職給料表

Ⅰの１の(1)による改定後の給料表を別記第４のとおり改定すること。

新給料表への切替えは、別記第５の切替要領によること。

⑵　教育職給料表

ア　教育職給料表（二）

備考第２項を、次のとおり改定すること。

２　この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が３級である職員の給料月額は、この表の額に 11,500 円を、同じく４級である職員の給料月額は、3,800 円をそれぞれ加算した額とする。

イ　教育職給料表（三）

備考第２項を、次のとおり改定すること。

２　この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が３級である職員の給料月額は、この表の額に 11,500 円を、同じく４級である職員の給料月額は、4,000 円をそれぞれ加算した額とする。

⑶　昇給制度

行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が７級であるものの昇給は、職員の給与に関する条例第６条第５項に規定する期間における当該職員の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとすること。

⑷　特地勤務手当に準ずる手当

新たに給料表の適用を受ける職員となり特地公署又は準特地公署に在勤することとなったことに伴って住居を移転した職員に対し、特地勤務手当に準ずる手当を支給すること。

⑸　宿日直手当

勤務１回に係る支給額の限度を、通常の宿日直勤務は 4,700 円、人事委員会規則で定める管理又は監督の業務その他特殊な業務を主とする宿日直勤務は 7,700 円、人事委員会規則で定める病院の医師又は歯科医師の宿日直勤務は 22,500 円（執務時間が通常の執務日の２分の１の時間である日の退庁時から引き続く場合にあっては、それぞれ 7,050 円、11,550 円、33,750 円）とすること。ただし、その勤務時間が５時間未満の場合は、勤務１回に係る支給額の限度を、それぞれ 2,350 円、3,850 円、11,250 円とすること。

２　義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の改正

教職調整額を給料月額の 100 分の 10 に相当する額とすること。

なお、令和８年１月１日から令和 12 年 12 月 31 日までの期間における教職調整額の割合を、次に定めるとおりとすること。

⑴　令和８年１月１日から同年 12 月 31 日まで　100 分の５

⑵　令和９年１月１日から同年 12 月 31 日まで　100 分の６

⑶　令和 10 年１月１日から同年 12 月 31 日まで　100 分の７

⑷　令和 11 年１月１日から同年 12 月 31 日まで　100 分の８

⑸　令和 12 年１月１日から同年 12 月 31 日まで　100 分の９

Ⅲ　改定の実施時期

この改定は、令和７年４月１日から実施すること。ただし、Ⅱの１の⑵及び２については令和８年１月１日から、Ⅰの１の⑵のイの(ｲ)、２の⑵のイ及び３の⑵のイ並びにⅡの１の⑴、⑶及び⑷については令和８年４月１日から実施すること。

別記第１

行政職給料表

職員の区分	職務の級	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	特７級	８級	９級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	454,100	482,100	525,300
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	456,600	486,700	532,000
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	459,800	494,100	541,300
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	463,000	501,500	555,300
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100			
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900			
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700			
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500			
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100			
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600			
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100			
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600			
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100			
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400			
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700			
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900			
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100			
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400			
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700			
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900			
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100			
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400				
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800				
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200				
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600				
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800				
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000				
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000				
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100				
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300				
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400				
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500				
	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200				
	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900				
	35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500				
	36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200				
	37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800				
	38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400				
	39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900				
	40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300				

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700					
	42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900					
	43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200					
	44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500					
	45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800					
	46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100					
	47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400					
	48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700					
	49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900					
	50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200					
	51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400					
	52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700					
	53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900					
	54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200					
	55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500					
	56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800					
	57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000					
	58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300					
	59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600					
	60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800					
	61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000					
	62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300					
	63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600					
	64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800					
	65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000					
	66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300					
	67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600					
	68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800					
	69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000					
	70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300					
	71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600					
	72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800					
	73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000					
	74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300						
	75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600						
	76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800						
	77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000						
	78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300						
	79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600						
	80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800						
	81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000						
	82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300						
	83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600						
	84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800						
	85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000						
	86	266,200	305,800	355,700	397,000							
	87	266,500	306,100	356,100	397,400							
	88	266,800	306,400	356,500	397,800							

89	267,100	306,700	356,700	398,100							
90	267,400	307,000	357,100	398,600							
91	267,700	307,300	357,500	399,000							
92	268,000	307,600	357,900	399,400							
93	268,300	307,800	358,100	399,700							
94		308,000	358,400								
95		308,300	358,800								
96		308,700	359,100								
97		308,900	359,400								
98		309,200	359,800								
99		309,500	360,200								
100		309,900	360,600								
101		310,100	361,100								
102		310,400	361,500								
103		310,700	361,900								
104		311,000	362,300								
105		311,200	362,800								
106		311,500	363,200								
107		311,800	363,500								
108		312,100	363,800								
109		312,300	364,200								
110		312,600									
111		313,000									
112		313,300									
113		313,500									
114		313,700									
115		314,000									
116		314,400									
117		314,600									
118		314,800									
119		315,100									
120		315,400									
121		315,700									
122		315,900									
123		316,200									
124		316,500									
125		316,800									
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	365,200	374,800	409,200	462,400	

備考　この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第24条及び第24条の２並びに付則第４項に規定する職員を除く。

公安職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	225,600	246,600	269,600	308,200	344,100	365,700	396,700	433,100	479,800
	2	228,000	248,800	271,500	309,200	345,600	367,400	398,400	434,700	485,800
	3	230,400	251,000	273,600	310,100	347,000	369,100	400,000	436,200	490,700
	4	232,800	253,200	275,700	311,000	348,500	370,700	401,700	437,700	494,900
	5	235,100	255,400	277,700	311,600	350,000	372,300	403,200	439,200	498,900
	6	237,500	257,400	279,000	312,300	351,400	374,000	404,800	440,800	502,300
	7	239,900	259,400	280,300	312,900	352,700	375,600	406,400	442,200	505,200
	8	242,100	261,200	281,600	313,600	354,000	377,100	408,000	443,600	507,700
	9	244,300	263,000	282,900	314,200	355,300	378,600	409,500	444,700	509,900
	10	246,400	264,700	284,200	314,900	356,900	380,200	411,100	446,100	
	11	248,500	266,400	285,400	315,600	358,500	381,800	412,700	447,600	
	12	250,500	267,800	286,600	316,200	360,100	383,400	414,300	449,100	
	13	252,400	269,200	287,800	316,900	361,500	385,000	415,800	450,400	
	14	254,400	271,000	288,800	317,600	363,100	386,600	417,800	452,100	
	15	256,400	272,300	289,800	318,200	364,600	388,200	419,800	453,700	
	16	258,000	273,700	291,200	319,000	366,100	389,800	421,800	455,300	
	17	259,600	275,100	292,300	319,700	367,600	391,400	423,300	456,700	
	18	261,100	276,300	293,400	320,500	369,200	393,000	425,000	458,400	
	19	262,600	277,500	294,500	321,500	370,700	394,600	426,600	460,100	
	20	264,100	278,600	295,600	322,300	372,200	396,200	428,300	461,700	
	21	265,600	279,900	296,800	323,200	373,700	397,700	429,900	463,100	
	22	267,100	281,000	297,400	324,400	375,300	399,300	431,400	463,800	
	23	268,600	282,200	297,900	325,700	376,900	401,000	432,900	464,500	
	24	270,100	283,300	298,500	327,000	378,500	402,700	434,300	465,200	
	25	271,600	284,600	298,900	328,200	379,900	404,400	435,500	465,600	
	26	272,800	285,900	299,500	329,700	381,600	406,400	437,000	466,100	
	27	274,000	287,100	300,000	331,000	383,300	408,200	438,500	466,700	
	28	275,200	288,300	300,500	332,000	384,900	410,100	439,900	467,300	
	29	276,400	289,200	300,900	332,900	386,500	411,800	441,400	467,900	
	30	277,500	290,200	301,500	334,100	388,100	413,200	442,700	468,600	
	31	278,600	291,300	302,000	335,200	389,700	414,400	443,900	469,100	
	32	279,700	292,300	302,500	336,300	391,300	415,700	445,100	469,600	
	33	281,000	293,500	303,000	337,400	393,000	416,700	446,100	470,100	
	34	282,300	294,100	303,600	338,600	395,000	417,800	446,800	470,400	
	35	283,500	294,700	304,000	339,800	397,000	418,800	447,500	470,700	
	36	284,800	295,300	304,400	340,800	399,000	419,800	448,200	471,100	
	37	285,700	295,700	304,900	341,900	400,700	420,900	448,700	471,400	
	38	286,700	296,300	305,500	343,100	402,400	422,000	449,100	471,600	
	39	287,800	296,900	306,100	344,300	403,900	423,100	449,500	471,900	
	40	288,900	297,400	306,600	345,500	405,400	424,200	449,800	472,100	

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	41	290,100	297,800	307,200	346,600	406,600	425,400	450,100	472,400
	42	290,700	298,400	307,900	347,700	407,600	426,200	450,400	472,600
	43	291,300	299,000	308,600	348,900	408,600	427,000	450,700	472,800
	44	291,800	299,500	309,200	350,100	409,600	427,600	451,000	473,000
	45	292,200	299,900	309,800	351,200	410,600	428,100	451,200	473,400
	46	292,700	300,400	310,600	352,500	411,700	428,800	451,500	
	47	293,200	300,900	311,400	353,700	412,800	429,500	451,800	
	48	293,700	301,400	312,100	354,900	413,900	430,100	452,000	
	49	294,100	301,900	312,900	356,100	415,200	430,800	452,300	
	50	294,600	302,400	313,900	357,400	416,000	431,200	452,600	
	51	295,100	303,000	314,900	358,700	416,800	431,800	452,900	
	52	295,600	303,500	315,900	360,000	417,400	432,400	453,200	
	53	296,100	304,100	316,900	360,900	417,900	432,800	453,400	
	54	296,700	304,700	318,000	362,200	418,600	433,200	453,700	
	55	297,100	305,400	319,000	363,400	419,200	433,700	453,900	
	56	297,500	306,000	320,000	364,600	419,900	434,200	454,200	
	57	298,000	306,600	321,000	365,700	420,200	434,700	454,400	
	58	298,500	307,400	322,100	367,000	420,900	435,200	454,700	
	59	299,000	308,200	323,200	368,400	421,600	435,600	455,000	
	60	299,400	308,900	324,300	369,800	422,100	436,000	455,200	
	61	299,900	309,700	325,100	371,100	422,500	436,400	455,400	
	62	300,300	310,500	326,200	372,600	422,900	436,700	455,700	
	63	300,800	311,300	327,300	374,100	423,400	437,000	456,000	
	64	301,200	312,200	328,400	375,500	423,900	437,300	456,300	
	65	301,700	313,000	329,300	376,700	424,400	437,500	456,500	
	66	302,200	313,800	330,400	378,100	424,800	437,800	456,800	
	67	302,600	314,600	331,500	379,400	425,300	438,100	457,100	
	68	303,000	315,400	332,600	380,800	425,800	438,300	457,400	
	69	303,500	316,300	333,600	381,900	426,300	438,500	457,600	
	70	303,900	317,100	334,700	383,100	426,800	438,800	457,900	
	71	304,300	318,000	335,900	384,300	427,400	439,100	458,200	
	72	304,800	318,900	337,100	385,500	427,900	439,300	458,500	
	73	305,300	319,500	337,800	386,800	428,300	439,500	458,700	
	74	305,800	320,400	339,100	388,000	428,900	439,800		
	75	306,400	321,300	340,400	389,200	429,300	440,100		
	76	306,800	322,100	341,700	390,300	429,500	440,300		
	77	307,300	322,700	342,900	391,400	429,800	440,500		
	78	307,800	323,600	344,300	392,600	430,300	440,800		
	79	308,400	324,500	345,700	393,700	430,600	441,100		
	80	309,000	325,500	347,100	394,900	430,900	441,300		
	81	309,500	326,400	348,400	396,000	431,200	441,500		
	82	310,000	327,400	350,000	396,600	431,600	441,800		
	83	310,700	328,300	351,500	397,100	432,000	442,100		
	84	311,300	329,300	353,000	397,600	432,400	442,300		
	85	311,900	330,200	354,400	398,200	432,700	442,500		
	86	312,500	331,200	355,900	398,800	433,100			
	87	313,200	332,200	357,400	399,400	433,500			
	88	313,900	333,200	358,800	400,000	433,900			

89	314,600	334,100	360,100	400,300	434,200
90	315,300	335,400	361,300	400,800	434,600
91	316,000	336,600	362,500	401,300	435,000
92	316,700	337,800	363,800	401,800	435,400
93	317,200	339,000	365,100	402,200	435,700
94	318,100	340,300	366,600	402,600	
95	319,000	341,500	368,100	403,100	
96	319,800	342,700	369,500	403,600	
97	320,500	343,900	370,800	404,000	
98	321,400	345,200	372,000	404,500	
99	322,300	346,400	373,100	405,000	
100	323,200	347,600	374,300	405,400	
101	324,100	349,000	375,400	405,700	
102	325,100	349,900	376,500	406,100	
103	326,100	350,900	377,600	406,500	
104	327,000	352,000	378,700	406,800	
105	327,800	353,100	379,900	407,100	
106	328,400	354,200	380,400	407,600	
107	329,000	355,200	381,000	408,100	
108	329,600	356,200	381,600	408,600	
109	330,100	357,400	382,200	408,900	
110	330,600	358,400	382,700	409,400	
111	331,000	359,400	383,100	409,900	
112	331,500	360,300	383,600	410,400	
113	332,300	361,200	384,000	410,700	
114	332,900	362,100	384,400	411,200	
115	333,600	363,000	384,900	411,700	
116	334,200	364,000	385,400	412,200	
117	334,800	365,000	385,800	412,600	
118	335,500	365,400	386,300	413,100	
119	336,200	366,000	386,900	413,500	
120	336,900	366,600	387,400	414,000	
121	337,500	366,900	387,600	414,400	
122	337,800	367,300	388,100		
123	338,300	367,700	388,600		
124	338,800	368,100	389,000		
125	339,100	368,500	389,500		
126		368,900	390,000		
127		369,300	390,500		
128		369,700	391,000		
129		370,100	391,300		
130			391,800		
131			392,300		
132			392,800		
133			393,100		
134			393,600		
135			394,000		
136			394,400		

	137			394,700						
	138			395,100						
	139			395,600						
	140			396,100						
	141			396,400						
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		255,400	267,500	272,000	304,600	321,900	336,500	360,700	397,000	429,900

備考　この表は、警察官である職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

海事職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	233,100	291,100	333,000	379,900	422,900	476,600
	2	236,400	292,800	334,100	381,600	425,000	478,400
	3	239,700	294,500	335,200	383,300	427,100	480,200
	4	243,000	296,200	336,200	384,800	429,200	482,000
	5	246,200	297,900	337,100	386,300	431,100	483,800
	6	249,300	299,400	338,500	388,000	432,500	485,500
	7	252,500	300,800	340,100	389,700	433,900	487,200
	8	255,500	302,300	341,700	391,200	435,200	488,800
	9	258,500	303,800	343,600	392,700	436,500	490,200
	10	261,400	305,100	345,200	394,200	437,800	491,400
	11	264,300	306,300	346,800	395,600	439,000	492,600
	12	267,100	307,600	348,400	397,100	440,200	493,600
	13	269,900	308,900	350,100	398,600	441,400	494,500
	14	272,800	310,200	351,700	400,000	442,600	495,500
	15	275,600	311,400	353,300	401,300	443,700	496,500
	16	278,300	312,700	354,800	402,600	444,800	497,400
	17	280,900	313,900	356,300	404,100	445,800	497,700
	18	282,300	315,000	357,100	405,600	446,800	498,600
	19	283,700	316,200	357,900	407,200	447,900	499,400
	20	285,100	317,300	358,600	408,800	449,000	500,300
	21	286,500	318,600	359,400	410,300	449,900	501,200
	22	287,600	319,400	360,100	411,700	450,700	502,100
	23	288,700	320,100	360,900	413,100	451,600	503,000
	24	289,800	320,800	361,600	414,500	452,400	503,900
	25	290,900	321,500	362,400	415,800	453,300	504,700
	26	291,500	322,200	363,100	417,000	454,200	505,400
	27	291,900	322,800	363,900	418,200	455,000	506,000
	28	292,300	323,400	364,600	419,400	455,800	506,600
	29	292,700	324,100	365,300	420,600	456,200	507,100
	30	293,100	324,600	366,000	421,600	456,700	507,600
	31	293,400	325,200	366,600	422,600	457,300	508,200
	32	293,700	325,800	367,300	423,600	457,800	508,800
	33	294,000	326,400	368,000	424,100	458,300	509,100
	34	294,300	327,000	368,600	424,900	458,600	509,600
	35	294,600	327,400	369,300	425,800	459,000	510,100
	36	294,900	327,900	369,900	426,700	459,400	510,600
	37	295,200	328,400	370,600	427,500	459,700	511,100
	38	295,500	328,900	371,200	428,400	460,200	511,700
	39	295,800	329,400	371,800	429,200	460,800	512,000
	40	296,100	329,700	372,500	430,100	461,400	512,600

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	41	296,400	330,000	373,200	430,900	462,000	513,100
	42	296,600	330,300	373,900	431,700	462,700	
	43	296,900	330,600	374,600	432,600	463,300	
	44	297,200	330,900	375,200	433,100	463,900	
	45	297,500	331,200	375,800	433,300	464,200	
	46	297,700	331,500	376,600	433,700	464,800	
	47	298,000	331,800	377,400	434,000	465,400	
	48	298,300	332,100	378,100	434,300	466,000	
	49	298,600	332,400	378,900	434,600	466,400	
	50	298,900	332,700	379,800	434,800	466,700	
	51	299,200	333,000	380,600	435,100	467,000	
	52	299,400	333,300	381,300	435,500	467,200	
	53	299,600	333,600	381,900	435,800	467,400	
	54	299,900	333,900	382,800	436,300	467,600	
	55	300,200	334,200	383,700	436,800	467,900	
	56	300,400	334,400	384,500	437,300	468,200	
	57	300,600	334,600	384,800	437,900	468,400	
	58	300,900	334,900	385,100	438,500	468,700	
	59	301,200	335,200	385,400	439,000	469,000	
	60	301,400	335,400	385,700	439,500	469,200	
	61	301,600	335,600	386,000	440,100	469,400	
	62	301,900	335,900	386,300	440,600		
	63	302,200	336,200	386,600	441,100		
	64	302,400	336,400	386,900	441,600		
	65	302,600	336,600	387,100	442,100		
	66	302,800	336,900	387,300	442,700		
	67	303,000	337,200	387,600	443,200		
	68	303,300	337,400	387,900	443,800		
	69	303,600	337,600	388,200	444,300		
	70			388,400	444,800		
	71			388,700	445,400		
	72			389,000	446,000		
	73			389,300	446,300		
	74			389,700	446,900		
	75			390,100	447,500		
	76			390,500	448,000		
	77			390,900	448,400		
	78			391,300	448,900		
	79			391,800	449,600		
	80			392,300	450,300		
	81			392,700	450,500		
	82			393,100			
	83			393,500			
	84			393,900			
	85			394,400			
	86			394,900			
	87			395,400			
	88			395,900			

	89			396,200			
	90			396,600			
	91			396,900			
	92			397,300			
	93			397,800			
	94			398,100			
	95			398,600			
	96			399,000			
	97			399,600			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		233,500	264,600	295,300	337,800	367,200	415,600

備考　この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事委員会の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事委員会規則で定めるものに適用する。

教育職給料表(一)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	275,700	354,200	408,200	475,300
	2	277,900	355,800	409,800	484,100
	3	280,000	357,400	411,100	492,700
	4	281,900	358,900	412,300	501,100
	5	283,700	360,400	413,500	509,500
	6	285,200	362,000	414,500	517,500
	7	286,700	363,600	415,500	525,000
	8	288,200	365,100	416,400	532,200
	9	290,000	366,500	417,300	539,100
	10	291,900	368,500	418,300	545,000
	11	293,700	370,500	419,400	549,600
	12	295,600	372,400	420,500	553,000
	13	297,600	374,200	421,500	556,400
	14	299,600	375,800	422,600	559,500
	15	301,600	377,400	423,600	562,400
	16	303,600	378,800	424,600	564,900
	17	305,500	380,100	425,600	567,000
	18	308,000	381,600	426,700	
	19	310,700	382,800	427,800	
	20	313,300	384,100	428,900	
	21	315,900	385,400	429,900	
	22	318,300	386,600	431,000	
	23	320,700	387,800	432,100	
	24	322,900	388,900	433,200	
	25	325,100	390,000	434,100	
	26	327,100	391,300	435,200	
	27	329,100	392,600	436,200	
	28	331,100	393,900	437,200	
	29	333,100	395,100	438,100	
	30	335,000	396,400	439,200	
	31	336,900	397,700	440,200	
	32	338,800	398,900	441,300	
	33	340,600	400,100	442,300	
	34	342,500	401,300	443,500	
	35	344,400	402,500	444,600	
	36	346,300	403,600	445,800	
	37	348,000	404,600	446,500	
	38	349,200	405,800	447,400	
	39	350,300	406,900	448,300	
	40	351,300	407,900	449,100	

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	41	351,800	409,000	449,900	
	42	352,200	410,200	450,800	
	43	352,600	411,300	451,600	
	44	352,900	412,400	452,300	
	45	353,400	413,300	453,000	
	46	353,900	414,300	453,900	
	47	354,400	415,300	454,800	
	48	354,700	416,200	455,700	
	49	355,000	417,400	456,600	
	50	355,300	418,700	457,500	
	51	355,600	420,100	458,500	
	52	355,900	421,400	459,400	
	53	356,300	422,200	460,400	
	54	356,600	423,200	461,400	
	55	357,000	424,200	462,300	
	56	357,300	425,300	463,300	
	57	357,600	426,200	464,200	
	58	358,000	426,900	465,100	
	59	358,300	427,700	466,000	
	60	358,700	428,400	467,000	
	61	359,000	429,100	467,800	
	62	359,300	429,900	468,200	
	63	359,700	430,700	468,800	
	64	360,000	431,300	469,400	
	65	360,300	431,900	470,000	
	66	360,700	432,200	470,700	
	67	361,000	432,500	471,000	
	68	361,400	432,800	471,600	
	69	361,800	433,100	472,000	
	70	362,100	433,400	472,300	
	71	362,500	433,600	472,600	
	72	362,900	433,900	472,900	
	73	363,200	434,100	473,200	
	74	363,600	434,300		
	75	364,000	434,600		
	76	364,400	434,900		
	77	364,700	435,100		
	78	365,100	435,300		
	79	365,500	435,600		
	80	366,000	435,900		
	81	366,500	436,100		
	82	367,100	436,300		
	83	367,800	436,600		
	84	368,400	436,900		
	85	369,000	437,100		
	86	369,600	437,400		
	87	370,200	437,700		
	88	370,800	437,900		

	89	371,300	438,100		
	90	371,700	438,400		
	91	372,000	438,700		
	92	372,400	438,900		
	93	372,800	439,100		
	94	373,200			
	95	373,600			
	96	374,000			
	97	374,600			
	98	375,100			
	99	375,500			
	100	376,000			
	101	376,400			
	102	376,900			
	103	377,200			
	104	377,500			
	105	378,000			
	106	378,400			
	107	378,900			
	108	379,400			
	109	379,800			
	110	380,300			
	111	380,700			
	112	381,100			
	113	381,500			
	114	381,900			
	115	382,300			
	116	382,700			
	117	383,100			
	118	383,500			
	119	383,900			
	120	384,300			
	121	384,600			
	122	385,000			
	123	385,400			
	124	385,700			
	125	386,100			
	126	386,600			
	127	387,100			
	128	387,500			
	129	387,900			
	特				1,006,000
定年前再任用短時間勤務職員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		298,500	309,800	332,500	419,500

備考　1　この表は、大学に勤務する学長、教授、准教授、講師、助教、助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
　　2　この表の４級の特号給は、大学の学長のみに適用する。

教育職給料表(二)

職員の区分	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	212,900	259,800	332,500	389,400	464,700
	2	215,300	261,200	334,300	390,900	466,500
	3	217,600	262,600	336,100	392,300	468,300
	4	219,900	264,000	337,800	393,700	470,100
	5	222,100	265,400	339,400	395,100	471,800
	6	224,400	266,600	341,300	396,500	473,500
	7	226,600	267,800	343,200	398,000	475,400
	8	228,800	269,000	345,000	399,400	477,200
	9	231,000	270,300	346,800	400,700	478,900
	10	233,200	271,400	348,800	402,100	480,500
	11	235,400	272,500	350,600	403,600	482,100
	12	237,600	273,700	352,300	405,100	483,600
	13	239,800	275,000	354,000	406,400	485,100
	14	241,900	276,700	355,700	407,900	486,400
	15	244,000	278,400	357,200	409,400	487,800
	16	246,100	280,100	358,800	410,900	489,100
	17	248,200	281,800	360,400	412,300	490,300
	18	250,000	283,800	361,700	413,900	490,900
	19	251,700	286,000	362,900	415,500	491,500
	20	253,400	288,200	364,000	417,000	492,200
	21	255,100	290,400	365,300	418,200	492,800
	22	256,400	292,600	366,900	419,600	
	23	257,700	294,800	368,500	421,000	
	24	258,900	296,900	370,000	422,300	
	25	260,100	298,900	371,400	423,900	
	26	261,300	300,800	373,000	425,300	
	27	262,500	302,700	374,500	426,600	
	28	263,700	304,500	376,000	428,000	
	29	264,800	306,300	377,500	429,400	
	30	265,800	308,200	379,100	430,700	
	31	266,900	310,000	380,700	432,200	
	32	267,900	311,700	382,200	433,700	
	33	269,000	313,400	383,700	435,300	
	34	270,100	315,200	385,300	436,700	
	35	271,300	316,900	386,800	438,300	
	36	272,600	318,500	388,300	439,800	
	37	273,800	320,100	389,800	441,500	
	38	274,900	321,800	391,300	443,000	
	39	276,100	323,600	392,800	444,600	
	40	277,200	325,300	394,200	446,200	

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	41	278,500	326,600	395,500	447,700	
	42	279,500	328,500	397,000	449,200	
	43	280,500	330,300	398,400	450,400	
	44	281,400	332,000	399,800	451,600	
	45	282,000	333,600	401,300	452,800	
	46	282,800	335,500	402,900	454,100	
	47	283,600	337,200	404,500	455,300	
	48	284,400	338,900	405,900	456,500	
	49	285,100	340,600	407,100	457,600	
	50	285,900	342,300	408,500	458,800	
	51	286,600	344,000	409,900	460,000	
	52	287,400	345,700	411,200	461,200	
	53	288,200	347,400	412,400	462,400	
	54	289,000	348,700	413,600	463,600	
	55	289,700	350,000	414,900	464,800	
	56	290,500	351,300	416,200	466,000	
	57	291,200	352,800	417,500	467,100	
	58	291,800	354,400	418,800	467,700	
	59	292,600	355,900	420,200	468,200	
	60	293,400	357,500	421,400	468,700	
	61	294,100	358,900	422,600	469,200	
	62	294,700	360,500	424,000		
	63	295,500	362,100	425,400		
	64	296,100	363,500	426,700		
	65	297,100	365,000	427,900		
	66	297,900	366,600	429,100		
	67	298,600	368,200	430,400		
	68	299,300	369,700	431,800		
	69	299,900	371,200	433,100		
	70	300,600	372,800	434,300		
	71	301,300	374,300	435,300		
	72	302,000	375,800	436,500		
	73	302,700	377,300	437,700		
	74	303,400	378,900	438,800		
	75	304,100	380,500	440,000		
	76	304,600	382,000	441,000		
	77	305,200	383,400	442,100		
	78	305,800	384,800	443,100		
	79	306,500	386,200	444,100		
	80	307,100	387,500	445,100		
	81	307,600	388,800	446,000		
	82	308,200	390,200	446,800		
	83	308,900	391,500	447,600		
	84	309,600	392,800	448,400		
	85	310,200	393,900	449,100		
	86	311,000	395,300	449,500		
	87	311,700	396,600	449,900		
	88	312,300	397,900	450,300		

89	313,000	399,100	450,700			
90	313,800	400,400	451,000			
91	314,600	401,500	451,300			
92	315,400	402,700	451,500			
93	315,900	403,900	451,800			
94	316,700	405,000	452,100			
95	317,500	406,200	452,400			
96	318,300	407,400	452,600			
97	318,900	408,800	452,800			
98	319,600	409,800	453,100			
99	320,400	410,800	453,400			
100	321,100	411,800	453,600			
101	321,900	412,700	453,800			
102	322,700	413,700	454,100			
103	323,600	414,800	454,400			
104	324,400	415,900	454,600			
105	325,000	416,600	454,800			
106	325,800	417,500				
107	326,600	418,400				
108	327,400	419,300				
109	328,100	420,100				
110	328,500	420,900				
111	328,800	421,700				
112	329,300	422,500				
113	329,800	423,100				
114	330,200	423,800				
115	330,600	424,500				
116	331,000	425,200				
117	331,500	425,800				
118	332,000	426,300				
119	332,400	426,600				
120	332,900	426,900				
121	333,400	427,200				
122	333,800	427,500				
123	334,200	427,800				
124	334,700	428,000				
125	335,200	428,200				
126	335,500	428,500				
127	335,800	428,800				
128	336,100	429,000				
129	336,300	429,200				
130	336,600	429,500				
131	336,900	429,800				
132	337,100	430,000				
133	337,300	430,200				
134	337,500	430,500				
135	337,700	430,800				
136	338,000	431,000				

	137	338,300	431,200			
	138	338,500	431,500			
	139	338,800	431,800			
	140	339,100	432,000			
	141	339,300	432,200			
	142	339,500	432,500			
	143	339,800	432,800			
	144	340,000	433,000			
	145	340,300	433,200			
	146	340,500				
	147	340,800				
	148	341,100				
	149	341,300				
	150	341,500				
	151	341,800				
	152	342,100				
	153	342,300				
定年前再任用短時間勤務職員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		247,200	288,900	319,100	348,200	436,000

備考　1　この表は、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2　この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が３級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

教育職給料表(三)

職員の区分	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	212,900	234,000	332,500	361,900	448,100
	2	215,300	236,400	334,300	363,400	449,400
	3	217,600	238,800	336,100	364,900	450,600
	4	219,900	241,300	337,800	366,300	451,900
	5	222,100	243,700	339,400	367,700	453,000
	6	224,400	246,100	341,300	369,000	454,100
	7	226,600	248,500	343,200	370,300	455,300
	8	228,800	251,000	345,000	371,700	456,500
	9	231,000	253,400	346,800	373,100	457,800
	10	233,200	255,000	348,800	374,400	459,000
	11	235,400	256,600	350,600	375,700	460,100
	12	237,600	258,200	352,300	376,900	461,200
	13	239,800	259,800	354,000	378,100	462,400
	14	241,900	261,200	355,700	379,400	463,200
	15	244,000	262,600	357,200	380,600	464,000
	16	246,100	264,000	358,800	381,800	464,900
	17	248,200	265,400	360,400	382,800	465,800
	18	250,000	266,600	361,700	384,000	466,200
	19	251,700	267,800	362,900	385,200	466,700
	20	253,400	269,000	364,000	386,300	467,200
	21	255,100	270,300	365,300	387,300	467,700
	22	256,400	271,400	366,700	388,500	
	23	257,700	272,500	368,100	389,700	
	24	258,900	273,700	369,400	390,800	
	25	260,100	275,000	370,600	391,800	
	26	261,200	276,700	372,000	393,000	
	27	262,300	278,400	373,300	394,100	
	28	263,400	280,100	374,600	395,200	
	29	264,600	281,800	375,800	396,300	
	30	265,700	283,800	377,200	397,500	
	31	266,800	286,000	378,500	398,700	
	32	267,800	288,200	379,800	399,800	
	33	268,900	290,400	381,100	400,800	
	34	269,900	292,600	382,300	401,900	
	35	270,900	294,800	383,400	403,100	
	36	272,000	296,900	384,600	404,300	
	37	273,200	298,900	385,800	405,500	
	38	274,100	300,800	387,000	406,800	
	39	275,100	302,700	388,200	407,900	
	40	276,200	304,500	389,300	409,100	

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	41	277,400	306,300	390,400	410,200	
	42	278,500	308,200	391,600	411,500	
	43	279,600	310,000	392,800	412,500	
	44	280,700	311,700	393,900	413,600	
	45	281,600	313,400	395,000	414,800	
	46	282,400	315,200	396,300	416,000	
	47	283,200	316,900	397,500	417,200	
	48	284,000	318,500	398,600	418,400	
	49	284,600	320,100	399,500	419,500	
	50	285,400	321,800	400,700	420,500	
	51	286,100	323,600	401,700	421,800	
	52	286,800	325,300	402,800	423,000	
	53	287,600	326,600	403,600	424,200	
	54	288,400	328,500	404,700	425,300	
	55	289,000	330,300	405,700	426,400	
	56	289,700	332,000	406,700	427,500	
	57	290,400	333,600	407,800	428,500	
	58	291,200	335,500	408,800	429,700	
	59	292,000	337,200	409,900	430,900	
	60	292,600	338,900	411,000	432,100	
	61	293,200	340,600	412,000	432,700	
	62	293,900	342,300	413,100	433,500	
	63	294,600	344,000	414,200	434,200	
	64	295,100	345,700	415,200	434,700	
	65	295,800	347,400	416,100	435,000	
	66	296,500	348,700	417,000	435,300	
	67	297,100	350,000	418,000	435,700	
	68	297,700	351,300	419,000	436,100	
	69	298,400	352,800	419,800	436,400	
	70	299,100	354,300	420,600	436,800	
	71	299,700	355,800	421,300	437,100	
	72	300,400	357,300	422,100	437,400	
	73	300,900	358,600	422,800	437,700	
	74	301,500	360,100	423,400	438,000	
	75	302,200	361,600	424,100	438,300	
	76	302,700	363,000	424,800	438,600	
	77	303,300	364,400	425,400	438,800	
	78	303,900	365,900	426,100	439,100	
	79	304,500	367,400	426,600	439,400	
	80	305,100	368,900	427,200	439,600	
	81	305,600	370,200	427,600	439,800	
	82	306,100	371,500	428,000		
	83	306,700	372,800	428,300		
	84	307,300	374,000	428,500		
	85	307,700	375,200	428,700		
	86	308,100	376,400	429,000		
	87	308,600	377,500	429,300		
	88	309,100	378,600	429,500		

89	309,500	379,600	429,700			
90	310,000	380,700	430,000			
91	310,400	381,800	430,300			
92	310,900	382,900	430,500			
93	311,200	384,000	430,700			
94	311,700	385,100	431,000			
95	312,200	386,100	431,300			
96	312,600	387,200	431,500			
97	312,900	388,200	431,700			
98	313,300	389,200	432,000			
99	313,700	390,100	432,300			
100	314,100	391,000	432,500			
101	314,500	391,800	432,700			
102	314,800	392,800	433,000			
103	315,100	393,600	433,300			
104	315,400	394,500	433,500			
105	315,600	395,300	433,700			
106	315,900	396,200				
107	316,200	397,100				
108	316,400	398,000				
109	316,600	398,800				
110	316,800	399,800				
111	317,100	400,700				
112	317,400	401,600				
113	317,600	402,200				
114	317,800	403,100				
115	318,000	404,000				
116	318,300	404,900				
117	318,600	405,700				
118	318,800	406,400				
119	319,100	407,200				
120	319,400	408,000				
121	319,600	408,600				
122	319,800	409,300				
123	320,000	410,000				
124	320,300	410,600				
125	320,600	411,200				
126		411,900				
127		412,400				
128		413,000				
129		413,600				
130		414,200				
131		414,700				
132		415,200				
133		415,500				
134		415,800				
135		416,000				
136		416,300				

	137		416,600			
	138		416,900			
	139		417,200			
	140		417,500			
	141		417,800			
	142		418,100			
	143		418,400			
	144		418,700			
	145		418,900			
	146		419,200			
	147		419,500			
	148		419,700			
	149		419,900			
	150		420,200			
	151		420,500			
	152		420,700			
	153		420,900			
	154		421,200			
	155		421,500			
	156		421,700			
	157		421,900			
定年前再任用短時間勤務職員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		238,400	285,800	314,300	341,600	425,600

備考　1　この表は、小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
2　この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が３級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

研究職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	196,200	246,800	338,900	388,500	460,100
	2	197,300	251,100	340,900	389,900	470,300
	3	198,500	253,900	342,900	391,300	480,000
	4	199,600	256,600	344,800	392,700	489,900
	5	200,700	259,200	346,600	394,100	499,800
	6	202,900	260,900	348,600	395,500	509,800
	7	205,000	262,400	350,500	396,800	518,500
	8	207,100	263,900	352,400	398,200	526,400
	9	209,200	265,400	354,100	399,600	534,200
	10	211,200	267,400	355,700	401,100	541,300
	11	213,200	269,300	357,200	402,500	546,600
	12	215,200	271,200	358,800	403,900	551,100
	13	217,200	273,200	360,400	405,200	554,100
	14	219,100	275,400	361,400	406,700	556,100
	15	221,000	277,600	362,400	408,200	
	16	222,800	279,800	363,300	409,700	
	17	224,500	281,900	364,400	411,200	
	18	226,300	284,200	365,600	412,800	
	19	228,100	286,500	366,800	414,400	
	20	229,900	288,900	368,000	416,100	
	21	231,700	291,200	369,200	417,300	
	22	233,500	293,300	370,300	418,700	
	23	235,200	295,400	371,300	420,100	
	24	236,900	297,400	372,300	421,400	
	25	238,600	299,400	373,400	422,700	
	26	240,700	301,300	374,400	424,000	
	27	242,600	303,200	375,300	425,500	
	28	244,500	305,100	376,300	427,000	
	29	246,400	307,000	377,200	428,200	
	30	247,500	308,500	378,000	429,400	
	31	248,600	310,000	378,800	431,000	
	32	249,700	311,500	379,600	432,500	
	33	251,100	313,000	380,300	433,800	
	34	252,400	314,500	381,000	435,200	
	35	253,800	316,000	381,800	436,600	
	36	255,200	317,400	382,600	438,000	
	37	256,600	318,800	383,300	439,400	
	38	258,100	319,700	384,000	440,800	
	39	259,600	320,600	384,800	442,200	
	40	261,200	321,400	385,600	443,600	

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	41	262,600	322,100	386,400	444,700	
	42	263,900	322,600	387,600	446,000	
	43	265,300	323,100	388,800	447,400	
	44	266,700	323,500	390,000	448,700	
	45	268,200	323,900	390,700	449,500	
	46	269,500	324,400	391,700	450,300	
	47	270,700	324,900	392,500	451,200	
	48	271,900	325,300	393,200	452,100	
	49	273,100	325,700	393,900	452,900	
	50	274,200	326,100	394,600	453,700	
	51	275,300	326,400	395,200	454,300	
	52	276,400	326,900	395,800	455,100	
	53	277,400	327,300	396,400	455,500	
	54	278,500	327,700	397,100	456,100	
	55	279,500	328,100	397,900	456,600	
	56	280,500	328,400	398,700	457,100	
	57	281,500	328,800	399,300	457,600	
	58	282,200	329,100	400,100		
	59	282,700	329,500	400,800		
	60	283,300	329,800	401,500		
	61	283,900	330,200	402,100		
	62	284,500	330,700	402,800		
	63	285,100	331,300	403,400		
	64	285,600	331,800	404,100		
	65	286,200	332,200	404,800		
	66	286,700	332,800	405,400		
	67	287,300	333,300	406,000		
	68	287,800	333,900	406,700		
	69	288,400	334,400	407,400		
	70	289,100	334,900	407,900		
	71	289,700	335,400	408,500		
	72	290,300	336,000	409,100		
	73	290,900	336,500	409,600		
	74	291,500	337,200	410,200		
	75	292,100	337,900	410,800		
	76	292,800	338,600	411,300		
	77	293,400	339,200	411,800		
	78	294,100	339,800	412,300		
	79	294,800	340,500	412,800		
	80	295,300	341,200	413,500		
	81	295,900	341,900	413,900		
	82	296,500	342,600			
	83	297,200	343,200			
	84	297,800	343,800			
	85	298,300	344,300			
	86	298,900	344,800			
	87	299,600	345,200			
	88	300,200	345,600			

	89	300,700	345,900			
	90	301,300	346,400			
	91	302,000	346,700			
	92	302,600	347,100			
	93	303,200	347,400			
	94	303,800	347,700			
	95	304,400	348,100			
	96	305,000	348,500			
	97	305,300	349,000			
	98	305,800	349,500			
	99	306,400	350,000			
	100	306,900	350,500			
	101	307,300	351,000			
	102	307,700	351,500			
	103	308,000	351,900			
	104	308,400	352,400			
	105	308,800	352,800			
	106	309,200	353,200			
	107	309,600	353,700			
	108	309,900	354,100			
	109	310,100	354,600			
	110	310,500	355,000			
	111	310,800	355,400			
	112	311,000	355,800			
	113	311,300	356,300			
	114	311,600	356,700			
	115	311,900	357,100			
	116	312,200	357,500			
	117	312,400	358,000			
	118	312,700	358,400			
	119	312,900	358,800			
	120	313,200	359,200			
	121	313,500	359,600			
定年前再任用短時間勤務職員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		230,200	273,400	299,200	343,000	403,400

備考　この表は、試験所、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表(一)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	305,600	415,600	470,300	566,200
	2	307,900	418,300	472,300	572,300
	3	310,200	420,900	474,200	577,400
	4	312,400	423,300	476,100	582,100
	5	314,500	425,600	477,500	586,400
	6	318,000	427,800	479,200	590,700
	7	321,500	429,800	481,000	594,100
	8	324,900	431,900	482,800	597,000
	9	328,300	434,000	484,600	599,500
	10	331,800	435,500	486,300	601,800
	11	335,200	437,000	488,100	
	12	338,600	438,500	489,900	
	13	342,000	439,900	491,700	
	14	345,500	441,300	493,400	
	15	348,900	442,800	495,200	
	16	352,300	444,200	497,000	
	17	355,700	445,500	498,800	
	18	358,800	447,000	500,700	
	19	362,000	448,400	502,600	
	20	365,200	449,800	504,500	
	21	368,500	451,100	506,400	
	22	371,600	452,600	508,100	
	23	374,700	454,000	509,900	
	24	377,700	455,400	511,700	
	25	380,800	456,800	513,300	
	26	383,100	458,200	515,100	
	27	385,400	459,500	516,900	
	28	387,600	460,900	518,400	
	29	389,500	462,300	519,800	
	30	391,200	463,600	521,500	
	31	392,900	465,000	523,300	
	32	394,700	466,400	525,000	
	33	396,400	467,700	526,500	
	34	398,200	469,100	527,800	
	35	399,800	470,400	529,100	
	36	401,100	471,800	530,400	
	37	402,500	473,200	531,400	
	38	403,900	474,900	532,700	
	39	405,300	476,500	534,000	
	40	406,700	478,000	535,300	

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	41	408,200	479,600	536,300	
	42	408,900	480,800	537,100	
	43	409,500	481,900	537,900	
	44	410,100	483,000	538,700	
	45	410,900	484,000	539,600	
	46	411,500	484,900	540,400	
	47	412,100	485,800	541,200	
	48	412,600	486,600	541,900	
	49	413,100	487,300	542,700	
	50	413,500	488,000	543,500	
	51	414,000	488,700	544,200	
	52	414,400	489,300	545,100	
	53	414,800	489,900	546,000	
	54	415,100	490,600	546,800	
	55	415,400	491,200	547,700	
	56	415,800	491,800	548,600	
	57	416,100	492,100	549,400	
	58	416,500	492,700	550,200	
	59	416,800	493,300	551,000	
	60	417,200	494,000	551,700	
	61	417,600	494,400	552,500	
	62	417,900	495,000	553,400	
	63	418,200	495,700	554,300	
	64	418,500	496,400	555,200	
	65	418,800	496,800	556,000	
	66		497,400	556,900	
	67		498,000	557,800	
	68		498,500	558,700	
	69		499,000	559,500	
	70		499,500	560,400	
	71		500,000	561,300	
	72		500,500	562,200	
	73		500,900	563,000	
	74		501,400		
	75		501,800		
	76		502,200		
	77		502,700		
	78		503,300		
	79		503,800		
	80		504,200		
	81		504,700		
	82		505,300		
	83		505,900		
	84		506,400		
	85		506,900		
定年前再任用短時間勤務職員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		312,900	356,500	412,800	488,500

備考　この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表(二)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	201,000	239,800	274,400	293,300	326,300	372,300	427,200
	2	203,100	241,100	275,200	294,100	327,700	374,000	429,100
	3	205,200	242,400	275,900	294,800	329,100	375,600	431,100
	4	207,300	243,700	276,700	295,500	330,500	377,200	432,900
	5	209,300	244,900	277,500	296,200	331,900	378,700	434,700
	6	211,300	246,000	278,300	296,900	333,500	380,300	436,300
	7	213,300	247,000	279,100	297,600	335,000	381,900	437,900
	8	215,100	247,900	279,800	298,300	336,500	383,500	439,400
	9	216,900	249,000	280,500	299,100	337,900	385,100	440,900
	10	218,800	250,100	281,300	299,800	339,500	387,100	442,200
	11	220,700	251,200	282,100	300,600	341,000	389,100	443,500
	12	222,800	252,400	282,900	301,200	342,500	391,100	444,800
	13	224,500	253,600	283,700	301,800	343,900	392,500	446,100
	14	226,500	254,800	284,500	302,900	345,500	394,200	447,300
	15	228,700	256,000	285,200	304,000	347,000	395,900	448,500
	16	230,800	257,100	286,000	305,200	348,500	397,600	449,600
	17	232,900	258,100	286,800	306,300	350,000	399,300	450,800
	18	234,000	259,100	287,600	307,500	351,600	400,800	451,900
	19	235,000	260,200	288,400	308,600	353,200	402,300	453,100
	20	236,100	261,200	289,100	309,800	354,700	403,800	454,300
	21	237,200	262,300	289,900	311,000	356,000	405,100	455,400
	22	238,000	263,200	290,800	312,200	357,500	406,400	456,200
	23	238,900	264,000	291,700	313,400	359,000	407,700	456,600
	24	239,700	264,800	292,400	314,500	360,500	408,800	457,300
	25	240,600	265,600	293,100	315,700	361,900	409,900	457,800
	26	241,500	266,400	294,000	316,900	363,400	411,000	458,200
	27	242,400	267,200	294,900	318,000	364,900	412,100	458,600
	28	243,300	268,000	295,600	319,200	366,300	413,200	459,000
	29	244,100	268,700	296,400	320,400	367,700	414,000	459,400
	30	244,900	269,500	297,400	321,600	369,300	414,800	459,800
	31	245,600	270,300	298,300	322,800	370,700	415,500	460,100
	32	246,400	271,100	299,300	324,000	372,200	416,300	460,400
	33	247,100	271,900	300,300	325,100	373,400	416,700	460,700
	34	247,700	272,700	301,400	326,200	374,500	417,300	461,000
	35	248,400	273,300	302,400	327,400	375,700	417,800	461,300
	36	249,100	274,100	303,300	328,600	376,800	418,200	461,600
	37	249,800	275,000	304,300	329,800	377,800	418,600	461,900
	38	250,400	275,800	305,300	331,000	378,600	418,800	
	39	251,000	276,600	306,300	332,300	379,500	419,100	
	40	251,600	277,300	307,300	333,500	380,600	419,400	

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	41	252,200	278,000	308,200	334,400	381,600	419,700
	42	252,800	278,800	309,400	335,600	382,600	420,000
	43	253,400	279,600	310,500	336,800	383,600	420,300
	44	253,900	280,300	311,600	338,000	384,500	420,600
	45	254,300	281,000	312,600	338,900	385,300	420,800
	46	254,900	281,800	313,700	339,900	386,100	421,100
	47	255,300	282,600	314,800	340,900	387,000	421,400
	48	255,700	283,300	315,800	341,800	387,800	421,700
	49	256,100	284,000	316,900	342,700	388,300	421,900
	50	256,600	284,700	317,900	343,600	389,100	422,100
	51	257,100	285,300	319,000	344,600	389,900	422,400
	52	257,600	286,000	320,100	345,500	390,700	422,700
	53	257,900	286,700	321,100	346,000	391,100	422,900
	54	258,200	287,300	322,100	346,900	391,800	423,100
	55	258,500	288,000	323,100	347,600	392,500	423,400
	56	258,800	288,600	324,100	348,500	393,100	423,700
	57	259,100	289,300	325,000	349,200	393,500	423,900
	58	259,400	290,000	326,000	349,500	394,000	424,100
	59	259,700	290,700	327,000	349,900	394,600	424,400
	60	260,000	291,300	327,900	350,500	395,200	424,700
	61	260,300	291,800	328,800	351,100	395,600	424,900
	62	260,600	292,400	329,500	351,800	396,100	
	63	260,900	293,100	330,200	352,500	396,600	
	64	261,200	293,700	330,800	353,100	397,100	
	65	261,500	294,200	331,400	353,800	397,700	
	66	261,800	294,800	332,100	354,300	398,200	
	67	262,100	295,500	332,700	354,900	398,800	
	68	262,400	296,100	333,300	355,500	399,400	
	69	262,700	296,700	333,900	355,800	399,900	
	70	263,000	297,300	334,100	356,300	400,400	
	71	263,300	297,900	334,500	356,700	400,800	
	72	263,500	298,500	335,000	357,200	401,200	
	73	263,700	299,100	335,600	357,700	401,500	
	74	264,000	299,600	336,100	358,200	402,000	
	75	264,300	300,000	336,600	358,700	402,400	
	76	264,500	300,400	337,000	359,100	402,800	
	77	264,700	300,700	337,600	359,400	403,200	
	78	265,000	301,000	338,100	359,700		
	79	265,300	301,200	338,500	359,900		
	80	265,500	301,500	339,000	360,200		
	81	265,700	301,800	339,500	360,700		
	82	266,000	302,000	339,800	361,000		
	83	266,300	302,300	340,000	361,300		
	84	266,500	302,600	340,300	361,600		
	85	266,700	302,800	340,700	362,000		
	86		303,000	341,100	362,300		
	87		303,200	341,400	362,600		
	88		303,400	341,700	362,900		

	89		303,800	342,000	363,300			
	90		304,000	342,200	363,600			
	91		304,200	342,600	363,800			
	92		304,400	342,900	364,100			
	93		304,800	343,100	364,400			
	94		305,000	343,400	364,800			
	95		305,200	343,700	365,200			
	96		305,500	343,900	365,600			
	97		305,800	344,100	366,100			
	98		306,000	344,400	366,500			
	99		306,200	344,700	366,900			
	100		306,500	344,900	367,300			
	101		306,800	345,100	367,800			
	102		307,000	345,300				
	103		307,200	345,700				
	104		307,500	345,900				
	105		307,800	346,100				
	106			346,400				
	107			346,800				
	108			347,200				
	109			347,400				
定年前再任用短時間勤務職員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		201,300	227,900	257,300	271,300	297,800	340,000	383,400

備考　この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表(三)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	221,700	254,700	293,900	307,300	330,800	373,400	428,500
	2	223,600	256,800	294,400	307,800	331,800	375,100	430,700
	3	225,400	259,000	294,900	308,300	332,800	376,800	432,900
	4	227,100	261,200	295,400	308,800	333,700	378,500	435,000
	5	228,800	263,400	295,800	309,300	334,700	380,300	436,900
	6	230,700	264,400	296,300	309,800	335,900	382,300	438,800
	7	232,500	265,200	296,800	310,400	337,100	384,300	440,600
	8	234,200	266,100	297,200	310,800	338,300	386,300	442,500
	9	235,900	266,900	297,600	311,300	339,200	388,000	444,200
	10	237,800	268,000	298,100	311,800	340,400	390,100	445,800
	11	239,700	269,100	298,600	312,400	341,500	392,200	447,600
	12	241,600	270,000	299,100	312,900	342,600	394,200	449,200
	13	243,400	270,800	299,500	313,300	343,600	396,100	450,500
	14	245,400	271,500	300,000	313,900	344,700	397,700	451,800
	15	247,400	272,200	300,400	314,600	345,800	399,500	453,400
	16	249,400	273,000	300,900	315,200	346,900	401,300	455,000
	17	251,400	274,100	301,400	315,800	348,000	403,000	456,700
	18	253,400	275,000	301,800	316,700	349,100	404,700	458,300
	19	255,500	275,900	302,300	317,500	350,200	406,700	459,800
	20	257,500	276,800	302,700	318,400	351,300	408,400	461,200
	21	259,400	277,800	303,200	319,200	352,400	410,100	462,300
	22	260,600	278,800	303,600	320,100	353,600	411,800	463,600
	23	261,700	279,700	304,100	321,000	354,700	413,600	464,900
	24	262,800	280,700	304,500	321,800	355,800	415,400	466,400
	25	263,900	281,500	305,000	322,600	356,800	417,000	467,400
	26	264,700	282,400	305,600	323,400	358,100	418,700	468,000
	27	265,600	283,300	306,300	324,300	359,400	420,500	468,700
	28	266,400	284,200	307,000	325,200	360,700	422,300	469,300
	29	267,200	285,200	307,700	325,900	361,900	423,800	470,200
	30	267,900	285,900	308,400	327,000	363,400	425,300	470,900
	31	268,600	286,600	309,100	328,100	364,900	426,800	471,700
	32	269,300	287,300	309,900	329,100	366,400	428,100	472,500
	33	270,100	287,900	310,600	330,200	367,600	429,300	473,200
	34	270,700	288,500	311,400	331,200	369,100	430,400	473,900
	35	271,300	289,000	312,100	332,300	370,500	431,600	474,600
	36	271,800	289,400	312,800	333,400	371,900	432,800	475,400
	37	272,400	289,800	313,500	334,500	373,300	434,100	476,200
	38	273,100	290,400	314,300	335,600	374,300	435,200	477,000
	39	273,800	290,900	315,100	336,700	375,700	436,400	477,700
	40	274,500	291,300	315,900	337,800	377,000	437,600	478,400

	41	275,200	291,700	316,500	338,600	378,300	438,800	479,200
	42	275,800	292,200	317,400	339,700	379,700	439,800	
	43	276,500	292,600	318,400	340,800	381,000	440,900	
	44	277,100	293,100	319,300	341,800	382,300	442,000	
	45	277,900	293,600	320,100	342,700	383,800	443,000	
	46	278,600	294,000	321,100	343,600	385,000	443,500	
	47	279,300	294,500	322,100	344,600	386,100	444,000	
	48	279,900	294,900	323,000	345,600	387,300	444,400	
	49	280,400	295,400	323,900	346,800	388,400	445,000	
	50	280,900	295,800	324,800	348,100	389,300	445,500	
	51	281,300	296,300	325,800	349,300	390,300	445,900	
	52	281,700	296,800	326,800	350,500	391,200	446,400	
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	53	282,000	297,200	327,600	351,400	391,800	446,900	
	54	282,500	297,600	328,500	352,600	392,600	447,300	
	55	282,900	298,100	329,500	353,700	393,400	447,600	
	56	283,300	298,500	330,400	355,000	394,200	447,900	
	57	283,700	299,000	331,300	356,000	394,900	448,300	
	58	284,100	299,700	332,200	356,900	395,600		
	59	284,400	300,400	333,200	358,000	396,300		
	60	284,700	301,100	334,100	359,200	396,900		
	61	285,100	301,800	335,000	360,300	397,500		
	62	285,500	302,700	336,100	361,500	398,100		
	63	285,900	303,600	337,300	362,700	398,800		
	64	286,200	304,300	338,500	363,700	399,400		
	65	286,500	305,000	339,200	364,700	400,100		
	66	286,900	305,900	340,300	365,700	400,600		
	67	287,300	306,700	341,400	366,800	401,200		
	68	287,600	307,500	342,300	367,900	401,700		
	69	288,000	308,200	343,400	368,700	402,100		
	70	288,500	309,100	344,100	369,800	402,700		
	71	288,900	310,000	345,200	370,900	403,100		
	72	289,200	310,800	346,300	371,900	403,400		
	73	289,600	311,700	347,400	372,600	403,700		
	74	290,100	312,500	348,600	373,400	404,200		
	75	290,600	313,400	349,700	374,200	404,600		
	76	291,100	314,300	350,800	374,900	404,900		
	77	291,600	315,100	351,900	375,500	405,200		
	78	292,100	316,000	353,000	376,000	405,700		
	79	292,700	317,000	354,000	376,500	406,200		
	80	293,100	317,900	355,100	377,000	406,600		
	81	293,600	318,400	356,000	377,600	406,900		
	82	294,000	319,200	357,000	378,100	407,300		
	83	294,500	320,100	357,900	378,600	407,800		
	84	295,000	320,900	358,900	379,100	408,200		
	85	295,400	321,700	359,800	379,500	408,600		
	86	295,800	322,600	360,600	379,900	409,000		
	87	296,300	323,600	361,400	380,500	409,500		
	88	296,800	324,600	362,200	381,000	409,900		

89	297,200	325,500	362,800	381,300	410,300			
90	297,700	326,500	363,400	381,800	410,700			
91	298,200	327,500	364,000	382,100	411,200			
92	298,700	328,500	364,600	382,400	411,600			
93	299,200	329,300	365,000	383,000	412,000			
94	299,600	330,000	365,400	383,500				
95	300,100	330,700	365,900	384,000				
96	300,700	331,300	366,300	384,500				
97	301,300	331,800	366,800	385,100				
98	301,800	332,100	367,200	385,600				
99	302,300	332,600	367,700	386,100				
100	302,800	333,200	368,100	386,500				
101	303,200	333,600	368,400	387,100				
102	303,700	334,100	368,900	387,600				
103	304,100	334,700	369,200	388,100				
104	304,500	335,200	369,500	388,600				
105	304,900	335,600	369,900	389,200				
106	305,300	336,100	370,400	389,600				
107	305,700	336,600	370,900	390,100				
108	306,000	337,100	371,400	390,600				
109	306,200	337,500	371,900	391,200				
110	306,500	337,800	372,400					
111	306,700	338,100	372,900					
112	307,000	338,400	373,300					
113	307,300	338,700	373,700					
114	307,500	339,100	374,100					
115	307,800	339,400	374,600					
116	308,000	339,700	375,100					
117	308,300	339,900	375,500					
118	308,500	340,200	376,000					
119	308,800	340,500	376,500					
120	309,100	340,700	377,000					
121	309,400	340,900	377,300					
122	309,700	341,200						
123	310,000	341,500						
124	310,300	341,800						
125	310,500	342,000						
126	310,700	342,300						
127	311,000	342,600						
128	311,400	342,800						
129	311,600	343,000						
130	311,900	343,200						
131	312,200	343,500						
132	312,600	343,700						
133	312,800	344,000						
134	313,100	344,400						
135	313,400	344,800						
136	313,700	345,200						

	137	313,900	345,500					
	138	314,200	345,900					
	139	314,500	346,300					
	140	314,800	346,700					
	141	315,000	347,000					
	142	315,300	347,400					
	143	315,700	347,700					
	144	316,000	348,100					
	145	316,200	348,400					
	146	316,400	348,800					
	147	316,700	349,200					
	148	317,000	349,600					
	149	317,200	349,900					
	150	317,400	350,300					
	151	317,700	350,700					
	152	318,000	351,100					
	153	318,400	351,400					
	154	318,600						
	155	318,800						
	156	319,100						
	157	319,400						
	158	319,700						
	159	320,000						
	160	320,300						
	161	320,700						
	162	321,000						
	163	321,300						
	164	321,600						
	165	322,000						
	166	322,300						
	167	322,600						
	168	322,900						
	169	323,300						
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		248,800	269,700	277,300	288,100	305,100	343,600	389,000

備考　この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

福祉職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	212,700	267,600	299,600	325,700	366,800
	2	214,400	269,000	300,500	327,400	368,500
	3	216,000	270,300	301,300	328,900	370,100
	4	217,700	271,600	302,200	330,300	371,700
	5	219,200	273,000	303,100	331,500	373,300
	6	220,800	274,000	304,000	332,900	375,100
	7	222,400	275,000	304,900	334,200	376,600
	8	224,000	276,000	305,700	335,600	378,200
	9	225,600	276,900	306,500	337,000	379,500
	10	227,400	277,800	307,500	338,500	381,100
	11	229,200	278,800	308,700	339,900	382,700
	12	230,200	279,700	309,700	341,300	384,200
	13	231,200	280,800	310,900	342,700	386,100
	14	232,300	281,700	312,000	344,200	388,000
	15	233,500	282,600	313,100	345,800	389,900
	16	234,600	283,400	314,100	347,300	391,700
	17	235,600	283,900	315,100	348,800	393,200
	18	236,600	284,600	316,200	350,400	395,000
	19	237,500	285,400	317,200	351,900	396,700
	20	238,500	286,100	318,200	353,400	398,300
	21	239,500	287,000	319,200	354,900	400,000
	22	240,900	287,900	320,200	356,400	401,400
	23	242,200	288,800	321,200	357,900	402,800
	24	243,500	289,700	322,100	359,400	404,200
	25	244,800	290,700	323,100	360,900	405,600
	26	246,100	291,600	324,000	362,500	406,800
	27	247,400	292,400	325,000	364,000	408,000
	28	248,600	293,300	326,000	365,500	409,000
	29	249,700	294,200	327,000	366,700	410,100
	30	250,600	295,000	328,000	368,200	411,300
	31	251,400	295,900	329,100	369,700	412,400
	32	252,200	296,700	330,200	371,200	413,500
	33	253,200	297,700	331,200	372,500	414,200
	34	254,000	298,700	332,300	374,000	414,900
	35	254,800	299,700	333,400	375,500	415,500
	36	255,600	300,500	334,400	377,000	416,200
	37	256,300	301,400	335,400	378,400	416,800
	38	257,000	302,300	336,400	379,800	417,400
	39	257,700	303,300	337,500	381,100	417,900
	40	258,400	304,100	338,500	382,500	418,300

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	41	259,200	305,000	339,500	383,500	418,700
	42	259,800	305,900	340,400	384,600	418,900
	43	260,400	306,800	341,300	385,500	419,200
	44	261,000	307,700	342,200	386,600	419,500
	45	261,400	308,600	342,900	387,300	419,800
	46	261,900	309,500	343,600	387,900	420,100
	47	262,400	310,400	344,200	388,500	420,400
	48	262,800	311,200	344,800	389,200	420,700
	49	263,200	312,000	345,400	390,000	420,900
	50	263,800	312,900	346,000	390,700	421,200
	51	264,300	313,700	346,500	391,500	421,400
	52	264,800	314,500	347,100	392,200	421,700
	53	265,200	315,400	347,700	393,000	421,900
	54	265,700	316,300	348,200	393,700	422,200
	55	266,100	317,300	348,700	394,400	422,500
	56	266,500	318,200	349,200	395,000	422,800
	57	267,000	319,000	349,600	395,300	423,000
	58	267,400	319,900	349,800	395,900	423,300
	59	267,800	320,800	350,200	396,500	423,600
	60	268,100	321,700	350,700	397,200	423,800
	61	268,500	322,600	351,000	397,600	424,000
	62	268,900	323,400	351,400	398,300	424,300
	63	269,200	324,300	351,800	398,900	424,600
	64	269,500	325,100	352,200	399,500	424,800
	65	269,900	325,800	352,600	399,900	425,000
	66	270,300	326,700	353,100	400,400	
	67	270,600	327,500	353,500	401,000	
	68	270,900	328,300	354,000	401,500	
	69	271,300	328,900	354,200	401,900	
	70	271,600	329,400	354,700	402,400	
	71	271,900	329,900	355,100	402,900	
	72	272,300	330,400	355,500	403,400	
	73	272,700	330,800	355,800	403,900	
	74	273,000	331,300	356,200	404,300	
	75	273,400	331,800	356,700	404,600	
	76	273,700	332,300	357,100	404,900	
	77	274,000	332,600	357,300	405,100	
	78	274,400	332,900	357,600	405,300	
	79	274,800	333,300	358,000	405,600	
	80	275,100	333,600	358,400	405,900	
	81	275,300	333,900	358,700	406,100	
	82	275,600	334,200	359,000	406,400	
	83	276,000	334,400	359,400	406,700	
	84	276,300	334,700	359,800	406,900	
	85	276,500	335,100	360,100	407,100	
	86	276,800	335,500	360,500		
	87	277,200	335,800	360,900		
	88	277,500	336,000	361,100		

89	277,800	336,500	361,400			
90	278,100	336,900				
91	278,400	337,100				
92	278,700	337,400				
93	279,000	337,800				
94	279,400	338,200				
95	279,800	338,500				
96	280,100	338,800				
97	280,300	339,000				
98	280,700	339,300				
99	281,000	339,600				
100	281,300	339,900				
101	281,600	340,300				
102	281,900	340,500				
103	282,200	340,800				
104	282,500	341,200				
105	282,700	341,600				
106	282,900	341,900				
107	283,200	342,200				
108	283,500	342,500				
109	283,800	342,800				
110	284,100	343,200				
111	284,400	343,500				
112	284,600	343,700				
113	284,900	343,900				
114	285,100	344,200				
115	285,400	344,400				
116	285,800	344,700				
117	286,100	344,900				
118	286,400					
119	286,700					
120	287,000					
121	287,200					
122	287,400					
123	287,800					
124	288,100					
125	288,300					
126	288,600					
127	288,900					
128	289,300					
129	289,500					
130	289,900					
131	290,300					
132	290,600					
133	290,800					
134	291,100					
135	291,500					
136	291,800					

	137	292,000				
	138	292,300				
	139	292,600				
	140	292,900				
	141	293,100				
	142	293,300				
	143	293,500				
	144	293,700				
	145	294,100				
	146	294,300				
	147	294,600				
	148	294,900				
	149	295,200				
	150	295,400				
	151	295,700				
	152	295,900				
	153	296,200				
定年前再任用 短時間勤務職員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		214,100	254,800	269,600	304,400	331,900

備考 この表は、児童福祉施設等で人事委員会の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育等の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別記第２

第７条第１項の給料表

号　給	給　料　月　額
	円
1	405,000
2	455,000
3	508,000
4	574,000
5	655,000
6	765,000
7	893,000

別記第３

第５条第１項の給料表

号　給	給　料　月　額
	円
1	428,000
2	491,000
3	556,000
4	642,000
5	746,000
6	851,000

第５条第２項の給料表

号　給	給　料　月　額
	円
1	358,000
2	395,000
3	424,000

別記第４

行政職給料表

職員の区分	職務の級	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	特７級	８級	９級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	431,700	454,100	482,100	525,300
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	435,100	456,600	486,700	532,000
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	438,100	459,800	494,100	541,300
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	441,100	463,000	501,500	555,300
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	443,700			
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	446,100			
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	448,700			
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	451,100			
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500				
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100				
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700				
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200				
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100				
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000				
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900				
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700				
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200				
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000				
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700				
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300				
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000				
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400				
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800				
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200				
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600				
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800				
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000				
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000				
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100				
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300				
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400				
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500				
	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200				
	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900				
	35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500				
	36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200				
	37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800				
	38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400				
	39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900				
	40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300				

	41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700					
	42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900					
	43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200					
	44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500					
	45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800					
	46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100					
	47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400					
	48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700					
	49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900					
	50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200					
	51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400					
	52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700					
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900					
	54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200					
	55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500					
	56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800					
	57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000					
	58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300					
	59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600					
	60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800					
	61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000					
	62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300					
	63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600					
	64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800					
	65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000					
	66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300					
	67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600					
	68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800					
	69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000					
	70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300					
	71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600					
	72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800					
	73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000					
	74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300						
	75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600						
	76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800						
	77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000						
	78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300						
	79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600						
	80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800						
	81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000						
	82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300						
	83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600						
	84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800						
	85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000						
	86	266,200	305,800	355,700	397,000							
	87	266,500	306,100	356,100	397,400							
	88	266,800	306,400	356,500	397,800							

89	267,100	306,700	356,700	398,100							
90	267,400	307,000	357,100	398,600							
91	267,700	307,300	357,500	399,000							
92	268,000	307,600	357,900	399,400							
93	268,300	307,800	358,100	399,700							
94		308,000	358,400								
95		308,300	358,800								
96		308,700	359,100								
97		308,900	359,400								
98		309,200	359,800								
99		309,500	360,200								
100		309,900	360,600								
101		310,100	361,100								
102		310,400	361,500								
103		310,700	361,900								
104		311,000	362,300								
105		311,200	362,800								
106		311,500	363,200								
107		311,800	363,500								
108		312,100	363,800								
109		312,300	364,200								
110		312,600									
111		313,000									
112		313,300									
113		313,500									
114		313,700									
115		314,000									
116		314,400									
117		314,600									
118		314,800									
119		315,100									
120		315,400									
121		315,700									
122		315,900									
123		316,200									
124		316,500									
125		316,800									
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	365,200	374,800	409,200	462,400	

備考　この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第24条及び第24条の２並びに付則第４項に規定する職員を除く。

別記第５　切替要領

令和８年４月１日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き在職する職員のうち切替日の前日において職員の給与に関する規則別表第２の行政職給料表級別職務分類表において６級及び７級に分類される職にあった者（以下「課長相当級者」という。）の切替日における級号給は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び受けていた号給に応じて別表に定める級号給とする。

別表　級号給の切替表

イ　行政職給料表の適用を受ける職員（課長相当級者のうち６級の職員）

旧級号給		新級号給	
級	号給	級	号給
6	1～73	7	1

ロ　行政職給料表の適用を受ける職員（課長相当級者のうち７級の職員）

旧号給	新号給
７級	７級
1	1
2	1
3	1
4	1
5	1
6	1
7	1
8	2
9	2
10	3
11	3
12	4
13	4
14	5
15	5
16	6
17	6
18	7
19	7
20	8
21	8

資　　料　　編

目　　次

1　職員給与関係資料 …… 1
第 1 表　給料表別職員数、平均年齢及び平均経験年数 …… 2
第 2 表　給料表別、学歴別、性別人員構成比 …… 2
第 3 表　給料表別平均給与月額 …… 3
第 4 表　職員別平均給与月額 …… 4
第 5 表　扶養に関する調 …… 5
その 1　職員別扶養手当支給状況 …… 5
その 2　職員別扶養親族数 …… 5
第 6 表　住居に関する調 …… 6
その 1　職員別住居手当支給状況 …… 6
その 2　職員別、住居手当額別人員及び構成比 …… 6
第 7 表　通勤に関する調 …… 7
その 1　職員別通勤手当支給状況 …… 7
その 2　職員別、１か月当たり通勤手当額別人員及び構成比 …… 7
第 8 表　給料表別、級別、号給別人員分布 …… 8
その 1　行政職給料表 …… 8
その 2　公安職給料表 …… 10
その 3　海事職給料表 …… 12
その 4　教育職給料表(一) …… 14
その 5　教育職給料表(二) …… 17
その 6　教育職給料表(三) …… 20
その 7　研究職給料表 …… 23
その 8　医療職給料表(一) …… 25
その 9　医療職給料表(二) …… 27
その 10　医療職給料表(三) …… 29
その 11　福祉職給料表 …… 32
その 12　特定任期付職員給料表 …… 34
その 13　第２号任期付研究員給料表 …… 34
第 9 表　給料表別、年齢別人員分布 …… 35
第 10 表　年齢別人員分布図（行政職） …… 36
第 11 表　手当の種類別、給料表別受給人員及び全職員１人当たり平均受給月額 …… 37
第 12 表　再任用職員及び職員の給与に関する条例付則第 25 項により給料月額が決定
される職員の適用給料表別、級別人員 …… 39

その１　暫定再任用職員（常勤職員）　……39
その２　暫定再任用職員（短時間）及び定年前再任用短時間勤務職員　……39
その３　職員の給与に関する条例付則第 25 項により給料月額が決定される職員……40

2　民間給与関係資料　……41
第 13 表　産業別、企業規模別調査事業所数　……42
第 14 表　職種別、学歴別、企業規模別初任給　……42
第 15 表　企業規模別、職種別給与額等　……43
その１　給与比較の対象職種　……43
その２　給与比較の対象外職種　……51
第 16 表　民間における住宅手当の支給状況　……53
第 17 表　民間における通勤手当の支給状況　……53
その１　自動車使用者に対する通勤手当の支給状況　……53
その２　自動車使用者に対する距離段階別定額制に係る通勤手当の支給状況　……53
その３　外部の駐車場を利用する自動車使用者に対する駐車場利用に係る
通勤手当の支給状況……54
その４　外部の駐車場を利用する自動車使用者に対する駐車場利用に係る
通勤手当の月額支給の状況……54
第 18 表　民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況　……54
第 19 表　民間における定年制の状況　……55
第 20 表　定年年齢を 60 歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした
給与減額の状況　……55
第 21 表　定年年齢を 60 歳から引き上げた事業所のうち、60 歳で給与を減額している
事業所における 60 歳を超える従業員の年間給与水準　……55

3　生計費関係資料　……56
第 22 表　費目別、世帯人員別標準生計費（令和７年４月、水戸市）　……56

（参考）技能労務職員関係資料　……57

1　技能労務職員給与関係資料　……57
第 １表　給料表別職員数、平均年齢及び平均経験年数　……57
第 ２表　給料表別、学歴別、性別人員構成比　……57
第 ３表　給料表別平均給与月額　……57
第 ４表　扶養に関する調　……57

その１　扶養手当支給状況 ……57
その２　扶養親族数 ……57
第 ５表　住居に関する調 ……58
その１　住居手当支給状況 ……58
その２　住居手当額別人員及び構成比 ……58
第 ６表　通勤に関する調 ……58
その１　通勤手当支給状況 ……58
その２　１か月当たり通勤手当額別人員及び構成比 ……58
第 ７表　給料表別、級別、号給別人員分布 ……59
その１　現業職給料表(一) ……59
その２　現業職給料表(二) ……62
第 ８表　手当の種類別、給料表別受給人員及び全職員１人当たり平均受給月額 ……64

２　民間技能労務従業員給与関係資料 ……65
第 ９表　職種別給与額等 ……65
第 10 表　民間における特別給の支給状況 ……65

（参考）人事院の報告及び勧告 ……66

1　職員給与関係資料

今回の報告の基礎となった令和７年職員給与実態調査の概要は、次のとおりである。

⑴　調査の目的と時期

この調査は、職員の給与制度を検討する基礎資料を得るため、令和７年４月１日現在における職員の給与の実態を調査したものである。

⑵　調査対象職員

調査日現在において、「職員の給与に関する条例」、「一般職の任期付職員の採用等に関する条例」及び「一般職の任期付研究員の採用等に関する条例」の適用を受ける職員について調査した。ただし、次に掲げる職員は、調査の対象から除外した。

ア　調査日付で退職した職員
イ　休職中の職員
（専従休職中及び停職中の職員を含む。）
ウ　海外派遣職員
（「外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例」適用者）
エ　育児休業中の職員
オ　無給休暇中の職員
カ　大学院修学休業中の職員、自己啓発等休業中及び配偶者同行休業中の職員
キ　公益的法人等派遣職員
（「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」適用者）
ク　暫定再任用職員、定年前再任用短時間勤務職員
ケ　非常勤職員及び臨時的に任用されている職員
コ　職員の給与に関する条例付則第 25 項により給料月額が決定される職員

※ 第 12 表においては、上記ク及びコの職員を調査対象とした。

⑶　集計

電子計算システムに導入されている職員の給与資料により行った。

（参考）次ページ第１表から第 12 表までに記載されている各給料表の適用範囲は、以下のとおりである。

給料表	主な適用範囲
行政職給料表	他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用
公安職給料表	警察官である職員に適用
海事職給料表	船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士、船舶通信士等の職員に適用
教育職給料表（一）	大学に勤務する学長、教授、准教授、講師、助教等の職員に適用
教育職給料表（二）	高等学校及び特別支援学校等に勤務する校長、副校長、教頭、　主幹教諭、指導教諭、教諭、実習助手等の職員に適用
教育職給料表（三）	小学校及び中学校等に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭等の職員に適用
研究職給料表	試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究の業務に従事する職員に適用
医療職給料表（一）	病院、保健所等に勤務する医師及び歯科医師に適用
医療職給料表（二）	病院、保健所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士等の職員に適用
医療職給料表（三）	病院、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師等の職員に適用
福祉職給料表	児童福祉施設等に勤務し、入所者の指導、保育等の業務に従事する職員に適用
特定任期付職員給料表	高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事する職員に適用
第２号任期付研究員給料表	先導的役割を担う有為な研究者となるために必要な能力のかん養に資する研究業務に従事する職員に適用

第１表　給料表別職員数、平均年齢及び平均経験年数

給料表	職員数	平均年齢	平均経験年数
全給料表	29,994 人	40.7 歳	18.1 年
行政職給料表	5,936	41.1	19.3
公安職給料表	4,737	38.2	16.6
海事職給料表	20	48.4	27.7
教育職給料表（一）	102	49.9	26.0
教育職給料表（二）	5,705	43.1	19.9
教育職給料表（三）	12,703	40.4	17.4
研究職給料表	245	40.1	16.9
医療職給料表（一）	30	41.6	17.7
医療職給料表（二）	246	40.9	17.2
医療職給料表（三）	208	40.4	17.7
福祉職給料表	46	39.3	16.4
特定任期付職員給料表	13	57.3	－
第２号任期付研究員給料表	3	40.7	－

第２表　給料表別、学歴別、性別人員構成比

給料表	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男性	女性
全給料表	82.5 %	5.0 %	12.4 %	0.0 %	56.2 %	43.8 %
行政職給料表	56.7	11.1	32.1	0.0	61.3	38.7
公安職給料表	60.2	3.4	36.5	－	87.4	12.6
海事職給料表	5.0	15.0	80.0	－	100.0	－
教育職給料表（一）	84.3	15.7	－	－	54.9	45.1
教育職給料表（二）	96.1	2.7	1.2	－	54.6	45.4
教育職給料表（三）	97.1	2.9	0.0	－	43.5	56.5
研究職給料表	96.7	0.8	2.4	－	68.6	31.4
医療職給料表（一）	100.0	－	－	－	60.0	40.0
医療職給料表（二）	92.7	7.3	－	－	44.7	55.3
医療職給料表（三）	43.8	55.8	0.5	－	5.8	94.2
福祉職給料表	78.3	19.6	2.2	－	63.0	37.0
特定任期付職員給料表	92.3	－	7.7	－	84.6	15.4
第２号任期付研究員給料表	100.0	－	－	－	100.0	－

（注）構成比は、小数点以下第２位を四捨五入しているため、合計しても100%にはならない場合がある。

第３表　給料表別平均給与月額

給料表	給料	地域手当	管理職手当	扶養手当	住居手当	その他	計
	円	円	円	円	円	円	円
全給料表	360,627	24,729	4,991	8,003	6,019	392	404,761
行政職給料表	334,047	25,005	8,179	7,754	6,359	126	381,470
公安職給料表	349,153	24,993	2,394	12,757	5,446	735	395,478
海事職給料表	403,300	25,404	0	20,100	5,025	0	453,829
教育職給料表(一)	445,490	27,873	9,742	9,319	5,379	4,332	502,135
教育職給料表(二)	386,885	25,750	2,800	8,442	6,821	11	430,709
教育職給料表(三)	365,246	23,984	5,460	6,234	5,681	17	406,622
研究職給料表	349,129	23,617	5,757	6,308	8,604	0	393,415
医療職給料表(一)	460,997	80,802	39,783	4,233	9,847	226,950	822,612
医療職給料表(二)	345,070	22,766	2,850	7,732	6,752	0	385,170
医療職給料表(三)	337,647	21,468	875	3,938	4,405	0	368,333
福祉職給料表	343,976	23,621	0	10,554	6,046	0	384,197
特定任期付職員給料表	620,308	41,822	0	0	0	0	662,130
第２号任期付研究員給料表	346,000	23,067	0	0	0	0	369,067

（注）１　給料には、給料の調整額、教職調整額等を含む。

２　その他には、初任給調整手当、単身赴任手当（基礎額）、寒冷地手当を含む（第4表について同じ）。

第４表　職員別平均給与月額

区分	職員の区分	全職員	一般職員	うち行政職員	警察職員	教育職員
		円	円	円	円	円
令7・4・1	給料	360,627	336,502	339,622	349,153	372,358
	地域手当	24,729	25,035	25,483	24,993	24,550
	管理職手当	4,991	7,713	8,601	2,394	4,664
	扶養手当	8,003	7,604	8,153	12,757	6,932
	住居手当	6,019	6,389	6,359	5,446	6,030
	その他	392	1,121	133	735	38
	計	404,761	384,364	388,351	395,478	414,572
令6・4・1	給料	350,382	327,395	331,905	334,911	362,641
	地域手当	21,893	21,050	21,265	21,112	22,396
	管理職手当	4,961	7,561	8,389	2,367	4,675
	扶養手当	7,593	7,407	7,974	12,251	6,481
	住居手当	6,038	6,449	6,391	5,533	6,017
	その他	334	860	114	723	44
	計	391,201	370,722	376,038	376,897	402,254

（注）職員別の区分は、次による（第５表、第６表及び第７表について同じ）。

1　一般職員：警察職員及び教育職員以外の職員

2　行政職員：行政職給料表の適用を受ける職員のうち、新規学卒の採用者等を除いた職員

3　警察職員：公安職給料表の適用を受ける職員

4　教育職員：教育職給料表（一）～（三）の適用を受ける職員

第５表　扶養に関する調

その１　職員別扶養手当支給状況

区分／職員の区分	受給人員	非受給人員	計	平均受給月額	
				全職員１人当たり	受給者１人当たり
	人	人	人	円	円
全　職　員	10,837	19,157	29,994	8,003	22,151
一般職員	2,347	4,400	6,747	7,604	21,861
警察職員	2,578	2,159	4,737	12,757	23,440
教育職員	5,912	12,598	18,510	6,932	21,703

その２　職員別扶養親族数

区分／職員の区分	配偶者	子	父母等	計	平均扶養親族数	
					全職員１人当たり	受給者１人当たり
	人	人	人	人	人	人
全　職　員	3,846	17,453	494	21,793	0.7	2.0
一般職員	850	3,627	142	4,619	0.7	2.0
警察職員	1,331	4,487	33	5,851	1.2	2.3
教育職員	1,665	9,339	319	11,323	0.6	1.9

（注）この表でいう扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっているものである。

第６表　住居に関する調

その１　職員別住居手当支給状況

区分 / 職員の区分	受給人員	非受給人員	計	平均受給月額	
				全職員１人当たり	受給者１人当たり
	人	人	人	円	円
全職員	7,126	22,868	29,994	6,019	25,333
一般職員	1,709	5,038	6,747	6,389	25,222
警察職員	1,024	3,713	4,737	5,446	25,194
教育職員	4,393	14,117	18,510	6,030	25,409

その２　職員別、住居手当額別人員及び構成比

職員の区分 / 住居手当額		11,000円以下	11,100円以上28,000円未満	28,000円	計
人員	全職員	21 人	4,172 人	2,933 人	7,126 人
	一般職員	11	1,965	1,076	3,052
	警察職員	2	1,215	1,035	2,252
	教育職員	0	4	5	9
構成比	全職員	0.3 %	58.5 %	41.2 %	100.0 %
	一般職員	0.4	64.4	35.3	100.0
	警察職員	0.7	55.0	44.4	100.0
	教育職員	0.0	44.4	55.6	100.0

（注）　構成比は、小数点以下第２位を四捨五入しているため、合計しても100%にならない場合がある。

第７表　通勤に関する調

その１　職員別通勤手当支給状況

区分 / 職員の区分	受給人員	非受給人員	計	平均受給月額	
				全職員1人当たり	受給者1人当たり
全職員	27,647 人	2,347 人	29,994 人	11,841 円	12,846 円
一般職員	5,959	788	6,747	14,994	16,976
警察職員	3,883	854	4,737	12,355	15,072
教育職員	17,805	705	18,510	10,560	10,978

その２　職員別、１か月当たり通勤手当額別人員及び構成比

職員の区分 / 通勤手当額	全職員		一般職員		警察職員		教育職員	
	人員	構成比	人員	構成比	人員	構成比	人員	構成比
10,000円以下	15,484 人	56.0 %	2,749 人	46.1 %	1,824 人	47.0 %	10,911 人	61.3 %
10,001円以上 20,000円以下	7,704	27.9	1,518	25.5	1,115	28.7	5,071	28.5
20,001円以上 30,000円以下	2,728	9.9	838	14.1	569	14.7	1,321	7.4
30,001円以上 40,000円以下	643	2.3	284	4.8	156	4.0	203	1.1
40,001円以上 50,000円以下	410	1.5	206	3.5	91	2.3	113	0.6
50,001円以上 60,000円以下	307	1.1	167	2.8	57	1.5	83	0.5
60,001円以上 70,000円以下	181	0.7	105	1.8	30	0.8	46	0.3
70,001円以上 80,000円以下	69	0.2	29	0.5	21	0.5	19	0.1
80,001円以上 90,000円以下	41	0.1	22	0.4	6	0.2	13	0.1
90,001円以上 100,000円以下	35	0.1	19	0.3	6	0.2	10	0.1
100,001円以上 110,000円以下	26	0.1	14	0.2	5	0.1	7	0.0
110,001円以上 120,000円以下	9	0.0	5	0.1	2	0.1	2	0.0
120,001円以上 130,000円以下	7	0.0	2	0.0	1	0.0	4	0.0
130,001円以上 140,000円以下	3	0.0	1	0.0	0	0.0	2	0.0
140,001円以上 150,000円以下	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
計	27,647	100.0	5,959	100.0	3,883	100.0	17,805	100.0

（注）　１　手当額は、すべての通勤方法に対して支給する通勤手当の総額である。
　　２　構成比は、小数点以下第２位を四捨五入しているため、合計しても100%にならない場合がある。

第８表　給料表別、級別、号給別人員分布

その１　行政職給料表（他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	特7級	8級	9級
1 号給	人	人	人	人	人	人	人	89 人	39 人	15 人
2								38	12	8
3		1						17		
4								15		
5		1	3							
6										
7		3	3							
8		1	5							
9	37	134	6		1					
10		18	3	1						
11		11	61							
12	1	11	16							
13	37	119	16	2						
14	2	17	10	2						
15	1	13	47	3	1					
16		10	33	3			3			
17	60	95	15	4			23			
18	1	19	5	4		1	6			
19	2	19	60	1			10			
20	2	9	35	5			4			
21	49	93	34	11	1		55			
22	1	20	11	4	2					
23	2	17	56	7	2	1				
24	2	5	23	5	1					
25	48	81	18	17		2				
26	7	16	14	10	1					
27	5	11	52	7						
28	1	4	18	10	1					
29	150	30	32	18						
30	3	5	14	9	1	1				
31	2	5	29	11	2					
32	1	8	20	12	3	1				
33	173	17	35	17	7	5				
34	8	2	23	8	6	4				
35	8	4	28	24	3	6				
36	6	3	16	10	3	8				
37	142	14	35	9	5	5				
38	11	1	13	18	4	10				
39	6	2	29	20	7	43				
40	5	2	16	22	5	30				
41	3	8	21	18	9	13				
42		2	18	15	1	46				
43			17	16	2	63				
44		2	10	10	3	23				
45	7	4	13	17	5	21				
46			18	19	6	37				
47			7	11	10	60				
48		1	6	12	6	26				
49	3	2	21	16	5	22				
50		1	11	15	9	20				
51	2	2	5	16	4	45				
52	1		8	11	9	18				
53	5	2	9	20	13	15				
54		1	9	12	4	24				
55		3	11	5	9	23				
56			8	18	8	21				
57	1		6	15	10	18				
58			2	24	9	19				
59			11	14	9	28				
60			4	22	3	19				
61		1	6	10	12	15				
62			2	20	8	30				
63			7	12	7	29				
64			5	19	8	22				
65	2		4	21	13	12				
66			9	9	13	27				
67			3	13	18	20				
68	1		3	12	14	10				
69	1		4	8	5	20				
70			3	21	15	27				
71			3	19	19	18				
72			1	9	9	13				
73	1		4	19	6	199				

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	特7級	8級	9級
74 号給	人	1 人	4 人	15 人	16 人	人	人	人	人	人
75	1		2	23	62					
76	1		3	11	15					
77			2	17	10					
78			3	14	11					
79			7	15	26					
80			2	6	6					
81			4	3	10					
82			1	7	8					
83			1	8	14					
84			3	6	1					
85			2	11	23					
86	1			6						
87			3	8						
88			1	6						
89	1			9						
90	2		1	6						
91		1	3	9						
92			2	13						
93	7		2	114						
94			4							
95			2							
96			1							
97			3							
98										
99			1							
100										
101			1							
102			3							
103			1							
104			4							
105		1	2							
106			3							
107			1							
108			2							
109			21							
110										
111										
112										
113										
114										
115										
116										
117										
118										
119										
120										
121										
122										
123										
124										
125										
計	813	853	1,198	1,079	539	1,120	101	159	51	23

職員総数	5,936 人

その２　公安職給料表（警察官である職員に適用）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1 号給	人	人	人	人	人	1 人	人	人	人
2									
3									
4									
5					1				17
6									10
7									2
8									
9	32				1				
10									
11	6	6		2	3				
12	1				1				
13	36	37	3	24	4				
14	1	1		2	1				
15	10	15	4	8	8				
16	1	3		1	4				
17	36	34	7	25	7	1			
18	1	2	1	2	4		2		
19	5	16	5	26	6	1	1		
20	2	5	2	5	2		1		
21	1	93	12	34	12	1			
22		10		8	4				
23		19	10	23	17		4		
24		7	4	8	5	1	1		
25	33	66	62	34	11	2	2	1	
26		15	5	4	5				
27	4	27	37	28	21	1			
28	1	7	5	8	5	2	1		
29	9	67	54	30	12	2	3	2	
30		4	7	11	7		1		
31		21	49	32	21		2	2	
32	3	7	5	11	17	1	4	1	
33	4	54	59	27	5	2	4	1	
34		3	8	13	6	1		5	
35		21	35	27	12		1	5	
36		4	6	15	18	1	5	2	
37	2	25	32	42	15	1	1		
38	1	6	8	10	14	2	2	1	
39		7	15	35	18	2	1	5	
40		6	6	17	12	2	1	4	
41	4	17	27	35	16	1	2	2	
42		4	19	9	18	1	5	3	
43		6	18	35	14	1	1	6	
44		4	5	11	7	3	6	4	
45		3	21	28	16		5	51	
46		1	5	13	24		11		
47		2	18	30	8	2	5		
48			11	11	25		7		
49	1		12	36	12	1	4		
50			8	12	25	1	8		
51		1	10	33	14	2	2		
52	1		10	16	27	1	12		
53	1		24	21	13	1	6		
54			5	14	21	2	10		
55			13	28	12		2		
56			2	21	24	1	6		
57	2		13	31	9	1	5		
58			8	18	20	1	6		
59			16	17	21	2	4		
60			4	13	21	1	7		
61			12	26	24		3		
62			3	21	20		9		
63			11	22	11	1	3		
64			6	16	14	2	6		
65			8	20	17	1	5		
66			4	18	20	1	6		
67			10	14	16		1		
68			2	20	30	2	5		
69			5	12	11		5		
70			4	15	17		2		
71			1	12	9	1	5		
72			3	20	9		3		
73			3	21	15		53		
74			1	16	17	1			

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
75 号給	人	人	人	16 人	7 人	人	人	人	人
76				17	15	2			
77				14	5				
78				25	7				
79				12	3				
80				13	12				
81				9	4	3			
82				13	15	2			
83				10	3	1			
84				14	13	1			
85				15	10	16			
86				10	9				
87				7	6				
88				10	12				
89				4	7				
90				6	8				
91				9	7				
92			1	7	12				
93				8	106				
94				12					
95				3					
96				7					
97				6					
98				7					
99				7					
100				7					
101				1					
102				7					
103				2					
104				9					
105				5					
106				7					
107				2					
108				6					
109				3					
110				7					
111				3					
112				7					
113				3					
114				4					
115				1					
116				5					
117				2					
118				7					
119									
120				3					
121				18					
122									
123									
124									
125									
126									
127									
128									
129									
130									
131									
132									
133									
134			1						
135									
136									
137									
138									
139									
140			1						
141									
計	198	626	766	1,566	1,117	80	260	95	29
						職員総数		4,737	人

その３　海事職給料表（船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士、船舶通信士等の職員に適用）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1 号給	人	人	人	人	人	人
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						1
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29				1		
30						
31						
32						
33						
34						
35				1		
36						
37						
38						
39						
40				1		1
41						
42						
43				1		
44						
45				1		
46						
47				1		
48			1			
49						
50						
51						
52						
53			1			
54						
55						
56						
57			1			
58						
59			2			
60			1			

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
61 号給	人	人	人	人	人	人
62						
63						
64						
65						
66						
67						
68						
69						
70						
71			1			
72						
73						
74						
75						
76						
77				1		
78						
79						
80						
81						
82						
83						
84						
85						
86						
87			1			
88			1			
89						
90						
91			1			
92						
93						
94			1			
95						
96						
97						
計	0	0	11	7	0	2
			職員総数			20 人

その４　教育職給料表（一）（大学に勤務する学長、教授、准教授、講師、助教等の職員に適用）

	1級	2級	3級	4級
1 号給	人	人	人	人
2				1
3				4
4				2
5				1
6				2
7				
8				3
9				6
10				1
11				5
12				5
13		1		2
14				2
15				2
16			1	
17		1		
18				
19				
20			1	
21				
22				
23			1	
24				
25				
26			1	
27				
28				
29	1			
30		1		
31		1		
32				
33				
34			1	
35				
36			1	
37	1	1	1	
38				
39				
40				
41				
42				
43			1	
44			1	
45	2			
46			1	
47				
48				
49				
50	1			
51			1	
52	1			
53	2		1	
54				
55				
56				
57	2		1	
58				
59				
60				

	1級	2級	3級	4級
61 号給	人	人	人	人
62				
63				
64				
65	3	1	2	
66		2		
67	1		1	
68	1			
69	2		1	
70				
71	1			
72		1		
73	2		6	
74				
75	2			
76				
77	1			
78				
79				
80				
81	1	1		
82		1		
83				
84		1		
85		2		
86	1			
87				
88				
89				
90				
91				
92				
93		1		
94				
95				
96				
97				
98				
99				
100				
101				
102				
103				
104	1			
105	1			
106				
107				
108				
109				
110				
111				
112				
113				
114				
115				
116				
117				
118				
119				
120				

	1級	2級	3級	4級
121 号給	人	人	人	人
122				
123				
124				
125				
126				
127				
128				
129				
特				1
計	27	15	23	37
			職員総数	102 人

その５　教育職給料表（二）

高等学校及び特別支援学校等に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、実習助手等の職員に適用

	1級	2級	特2級	3級	4級
1 号給	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5		83			
6					
7		1			
8					
9		77			3
10					14
11		13			2
12		2			15
13		84			4
14		2			9
15		15			7
16		4			25
17	1	103			5
18		1			2
19	1	11			3
20		5			10
21		94			11
22		2			
23	1	16			
24		10			
25		86			
26		6			
27		28			
28	1	10	1		
29		89			
30		6			
31		29			
32		8			
33	2	93			
34	1	8			
35		29		1	
36	1	11		1	
37		94			
38	1	7		1	
39	1	29			
40		14			
41		84			
42		16			
43	1	36			
44	1	23			
45		81		1	
46		14		10	
47		43	2	9	
48		17		8	
49	1	76		6	
50	1	9		16	
51	1	36		3	
52		22		16	
53	1	75		18	
54		14		7	
55	1	35		2	
56	1	24		18	
57		75		18	
58		19		5	
59		46	2	3	
60	1	21		7	

	1級	2級	特2級	3級	4級
61 号給	2 人	69 人	1 人	42 人	人
62	2	22	1		
63		21			
64	2	22			
65	1	68			
66		23	1		
67	3	46			
68	1	11			
69	2	53	1		
70		19			
71	4	52	1		
72		29			
73	2	60			
74	1	11			
75		66			
76		24			
77		44			
78	1	24	1		
79	1	72			
80	2	16			
81	2	60			
82	2	21	1		
83	2	51			
84	2	16	2		
85	4	44	2		
86		27	1		
87		43	1		
88	1	24			
89	2	40			
90	1	22	1		
91		38			
92	1	17			
93	1	28			
94	2	36	1		
95	1	33			
96		27			
97	3	31			
98	1	22			
99	2	26			
100	1	27			
101	1	18			
102	2	28			
103	1	29			
104	1	23			
105		24			
106		38			
107		17			
108	1	29			
109	1	17			
110	1	25			
111	2	16			
112	1	20			
113	2	29			
114		31			
115		22			
116	1	31			
117	1	19			
118		57			
119		23			
120		47			

	1級	2級	特2級	3級	4級
121 号給	人	26 人	人	人	人
122		42			
123	1	25			
124		49			
125		16			
126	2	20			
127	3	12			
128		45			
129	3	23			
130	1	33			
131	1	15			
132	3	36			
133	1	23			
134		33			
135	2	24			
136	2	40			
137	3	29			
138	2	10			
139	1	17			
140	1	51			
141	2	50			
142	1	65			
143		26			
144	2	60			
145	1	691			
146	1				
147					
148					
149	1				
150					
151	1				
152					
153	37				
計	158	5,225	20	192	110
				職員総数	5,705 人

その６　教育職給料表（三）

小学校及び中学校等に勤務する校長、副校長、教頭、
主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭等の職員に適用

	1級	2級	特2級	3級	4級
1 号給	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5					1
6					69
7					69
8					157
9					18
10					21
11		1			11
12					148
13					11
14					10
15		1			4
16					47
17		429			2
18		1			12
19	1	5			7
20		1			18
21		370			40
22					
23		24	1		
24		10			
25	1	367			
26		2			
27	1	39			
28	3	13			
29	9	395			
30		11			
31	2	49			
32	6	15			
33	5	324			
34	1	4			
35	1	39			
36		27	1		
37	4	344	2		
38	1	18			
39		51		1	
40	1	37	1		
41	1	317	2		
42		15			
43	3	60	2		
44		45	2		
45	2	247		1	
46		27		1	
47		60	1		
48	2	45		1	
49	1	249		2	
50		32	1		
51		69	1		
52		49	1	2	
53		221		3	
54		24		1	
55	1	64	1	4	
56	1	38	1	3	
57		221		2	
58		34	1	5	
59	1	77	1	1	
60	1	48	1		

	1級	2級	特2級	3級	4級
61 号給	人	208 人	人	3 人	人
62		34		5	
63	1	75		3	
64	1	53		5	
65		196		9	
66		32	2	39	
67		85	1	14	
68	1	67		76	
69	3	128	1	30	
70	3	102		52	
71	1	83	2	16	
72	2	60	3	63	
73	1	99	2	43	
74	1	67	3	26	
75	2	116	1	10	
76	1	50		66	
77	1	101	1	14	
78	1	59		6	
79	1	86		5	
80		71		84	
81		87	1	160	
82	1	63	1		
83	2	96	3		
84	2	56	2		
85	2	83	2		
86	1	63	1		
87		94	1		
88		55	2		
89		84			
90		82			
91	5	76			
92		66	2		
93	1	57	3		
94	1	76	2		
95		74	1		
96	1	75	2		
97	1	56			
98		58	1		
99		53			
100	1	53			
101	1	59	1		
102	2	63	3		
103	1	50			
104		44			
105		49			
106		67			
107	2	46			
108		52			
109		29			
110		37			
111	2	43			
112	1	42			
113	1	26			
114	1	36			
115	3	30			
116	1	47			
117		27			
118		34			
119		41			
120	3	40			

	1級	2級	特2級	3級	4級
121 号給	人	32 人	人	人	人
122		25			
123	1	44			
124	4	44			
125	37	40			
126		39			
127		38			
128		39			
129		33			
130		42			
131		48			
132		58			
133		31			
134		31			
135		35			
136		31			
137		34			
138		50			
139		30			
140		29			
141		18			
142		32			
143		14			
144		22			
145		29			
146		26			
147		29			
148		35			
149		42			
150		53			
151		27			
152		18			
153		35			
154		63			
155		71			
156		98			
157		1,166			
計	147	11,091	64	756	645
				職員総数	12,703 人

その７　研究職給料表

試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は
調査研究の業務に従事する職員に適用

	1級	2級	3級	4級	5級
1 号給	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5		3			1
6					1
7					
8					
9		5			
10					
11					
12					
13		5			
14		2			
15					
16		1			
17		8			
18		1			
19					
20			1		
21		4	2		
22		1	3		
23		1			
24			4		
25		9			
26		2	4		
27		1	3		
28		1	2		
29		6			
30		2	1		
31			1	3	
32		1	4	1	
33		6			
34			2		
35		1	1	1	
36		2		1	
37		2			
38			1		
39			2	1	
40		4	1	1	
41		2	2		
42		3	2	1	
43		2	1	3	
44			1	2	
45		1	3	1	
46			2		
47		4	1		
48		1	3	1	
49			1	1	
50		1	2	2	
51		3		1	
52		4	2		
53		1			
54		2			
55				3	
56		3	2		
57		1	2	3	
58		2	1		
59		3	1		
60			1		

	1級	2級	3級	4級	5級
61 号給	人	人	2 人	人	人
62		2			
63		1	1		
64			1		
65					
66			1		
67		1			
68		1	2		
69		1			
70		1	4		
71		1			
72		1			
73		1			
74			2		
75		3			
76			3		
77			1		
78					
79		1			
80			3		
81			20		
82					
83		1			
84					
85					
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110		1			
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121		1			
計	0	118	99	26	2
				職員総数	245 人

その８　医療職給料表（一）（病院、保健所等に勤務する医師及び歯科医師に適用）

	1級	2級	3級	4級
1 号給	人	3 人	人	人
2				
3		2		
4				
5		1		1
6				
7				
8				7
9	3	1		
10				2
11				
12				
13	3	2		
14				
15				
16				
17		1		
18				
19				
20			1	
21	2			
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33			1	
34				
35				
36				
37				
38				
39				
40				
41				
42				
43				
44				
45				
46				
47				
48				
49				
50				
51				
52				
53				
54				
55				
56				
57				
58				
59				
60				

	1級	2級	3級	4級
61 号給	人	人	人	人
62				
63				
64				
65				
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73				
74				
75				
76				
77				
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85				
計	8	10	2	10
			職員総数	30 人

その９　医療職給料表（二）

病院、保健所等に勤務する薬剤師、
獣医師、栄養士等の職員に適用

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1 号給	人	人	人	人	人	人	人
2							
3							
4							
5		3	1				
6			1				
7			1				
8							
9		2	1				
10							
11			1			1	
12			1				1
13		7	3				1
14							
15							
16			1				
17		3	2				4
18							
19			6				
20			1				
21		8	4				4
22			1		1		
23		2	2				
24		1	1				
25		3	2			2	
26			2			1	1
27			2		1		
28							
29			3		1		
30							
31			3		2	1	
32					1		
33		1	2			2	
34			1				
35					1	1	
36			2	1	2		
37			3			2	
38			3	1		2	
39			1			1	
40			2		1	2	
41			3	2	2	1	
42			2	1	1	2	
43				2	1		
44			1	1		2	
45			1		2	1	
46			7	3	1		
47					2		
48			2			1	
49			1	3	2		
50				2			
51			1			1	
52				1	2	2	
53			2	3	1	1	
54			1		1	1	
55			3		1	1	
56	1			3	1		
57						1	
58			1				
59				1	1		
60							

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
61 号給	人	人	人	人	人	12 人	人
62				1	2		
63			1	3			
64							
65				2			
66				1	1		
67							
68				3			
69			1				
70				4			
71							
72							
73							
74			1				
75							
76							
77					4		
78							
79				1			
80							
81							
82				2			
83				1			
84							
85				2			
86							
87							
88							
89							
90							
91							
92							
93							
94							
95							
96							
97							
98				1			
99							
100							
101				2			
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
計	1	30	81	47	35	41	11
				職員総数			246 人

その10　医療職給料表（三）

病院、保健所等に勤務する保健師、助産師、
看護師、准看護師等の職員に適用

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1 号給	人	人	人	人	人	人	人
2							
3							
4							
5							
6							
7			2				
8			2				
9		1	1				
10							
11			3				
12			1				
13		5					
14							
15		8					
16							
17		3	1				
18			2				
19		16					
20			1				
21			2		1		
22							
23		4	1				
24							
25			3				
26							
27		4	1				
28			1				
29		1	1				
30		1	1				
31		7					
32		2	1				
33			3				
34			1	1			
35						3	
36			2			2	
37				1			
38			2		2		
39				2		1	
40			1	1		1	
41		1					
42							
43			2			1	
44							
45				1	2		
46							
47						1	
48					1	1	
49				2			
50			2			1	
51			4	1		1	
52			1		1		
53			1				
54			1				
55							
56							
57				1	1	4	
58				1			
59				1			
60							

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
61 号給	人	人	人	2 人	1 人	人	人
62				1			
63					1		
64				2	1		
65				1	1		
66			2				
67							
68			1	1	1		
69				1	1		
70				1	1		
71			2	1	1		
72				1			
73				1			
74				2			
75				1			
76			1		1		
77				1	2		
78					1		
79			1	1			
80				2	1		
81							
82			1		1		
83			1	2			
84			1	1			
85							
86			1	1			
87			1				
88				5			
89			1	1	1		
90				2			
91							
92			1	2			
93				1	6		
94							
95			1	1			
96							
97							
98				1			
99							
100							
101							
102							
103			1				
104							
105							
106							
107							
108							
109				1			
110							
111			1				
112							
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
121 号給	人	人	人	人	人	人	人
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							
153							
154							
155							
156							
157							
158							
159							
160							
161							
162							
163							
164							
165							
166							
167							
168							
169							
計	0	53	61	49	29	16	0

職員総数	208 人

その11　福祉職給料表

児童福祉施設等に勤務し、入所者の指導、
保育等の業務に従事する職員に適用

	1級	2級	3級	4級	5級
1 号給	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9		2			
10					
11					
12					
13		3			
14					
15		1			
16					
17		2			
18					
19					
20					
21		1			
22					
23					
24					
25		2			
26					
27					
28					
29	3				
30		1			
31					
32					
33	1	1			
34	1				
35		2			
36					
37				1	
38			1		
39					1
40					
41					
42		1			2
43				2	
44					
45					
46					1
47		1			
48					
49			1		
50					
51					
52					
53		1			
54					
55					
56					
57					
58				1	
59					
60		1			
61					
62					
63					
64					
65					
66					
67					
68				1	
69					
70					
71				1	
72					
73					
74					
75					

	1級	2級	3級	4級	5級
76 号給	人	人	人	人	人
77			2	1	
78					
79			1		
80					
81		1			
82					
83					
84					
85			1	2	
86					
87					
88		1			
89			1		
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
122					
123					
124					
125					
126					
127					
128					
129					
130					
131					
132					
133					
134					
135					
136					
137					
138					
139					
140					
141					
142					
143					
144					
145					
146					
147					
148					
149					
150					
151					
152					
153					
計	5	21	7	9	4
				職員総数	46 人

その12　特定任期付職員給料表

（高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事する職員に適用）

1	号給	人
2		
3		2
4		
5		10
6		1
7		
	職員総数	13　人

その13　第２号任期付研究員給料表

（先導的役割を担う有為な研究者となるために必要な能力のかん養に資する研究業務に従事する職員に適用）

1	号給	3　人
2		
3		
	職員総数	3　人

第９表　給料表別、年齢別人員分布

職員の区分 / 年齢	全職員	うち行政職	うち公安職	うち教育職（二）	うち教育職（三）
18 歳	69 人	37 人	32 人	人	人
19	74	36	38		
20	108	61	47		
21	110	58	51		1
22	731	149	81	72	411
23	801	177	131	84	384
24	869	160	119	124	442
25	881	167	129	113	446
26	839	167	129	110	409
27	867	146	142	121	426
28	814	136	139	145	374
29	811	137	161	128	371
30	811	149	130	140	373
31	742	121	132	112	353
32	766	129	130	147	337
33	791	145	141	145	340
34	747	118	136	131	342
35	777	119	158	148	334
36	768	119	148	138	342
37	780	114	192	129	326
38	687	113	152	136	262
39	679	118	145	134	262
40	654	104	132	130	274
41	745	127	164	155	271
42	738	147	167	145	253
43	708	129	146	139	273
44	698	150	155	132	234
45	717	133	159	148	244
46	719	151	154	130	253
47	743	159	132	168	246
48	737	176	124	184	228
49	792	186	121	192	266
50	764	157	103	186	283
51	848	217	88	203	313
52	894	203	81	246	347
53	819	217	68	192	324
54	720	179	50	168	301
55	775	196	50	165	345
56	828	177	42	187	401
57	830	139	46	191	427
58	820	162	46	172	417
59	827	142	46	199	428
60以上	96	9		16	40
計	29,994	5,936	4,737	5,705	12,703

（注）　特に全職員において占める割合の高い給料表の人員分布を抜き出したものである。

第10表　年齢別人員分布図(行政職)

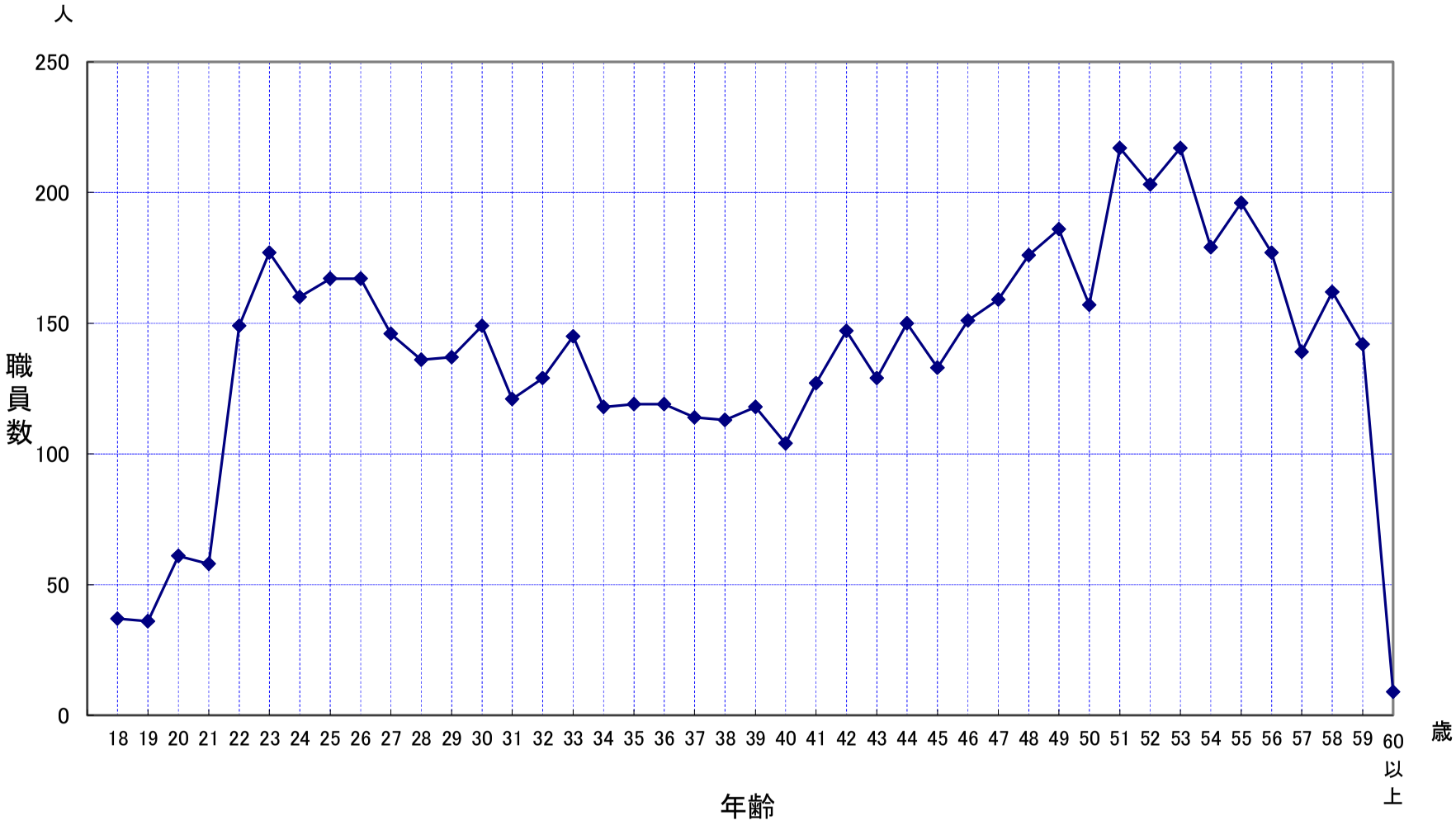

第11表　手当の種類別、給料表別受給人員及び全職員１人当たり平均受給月額

区分 / 手当種類	受給人員（人）													
	全給料表	行政職	公安職	海事職	教育職（一）	教育職（二）	教育職（三）	研究職	医療職（一）	医療職（二）	医療職（三）	福祉職	特定任期付職員	第２号任期付研究員
管理職手当	2,533	671	139		14	294	1,372	19	11	10	3			
初任給調整手当	41	1			16				24					
扶養手当	10,837	2,117	2,578	16	39	2,175	3,698	72	7	84	35	16		
地域手当	29,957	5,931	4,737	20	102	5,702	12,674	245	30	246	208	46	13	3
住居手当	7,126	1,495	1,024	4	20	1,533	2,840	84	11	67	37	11		
通勤手当	27,647	5,226	3,883	12	96	5,474	12,235	223	14	234	192	44	12	2
単身赴任手当	141	15	116		1	2	7							
へき地手当及びへき地手当に準ずる手当														
義務教育等教員特別手当	18,408					5,705	12,703							
寒冷地手当	1		1											
計														

区分 手当種類	全職員１人当たり平均受給月額（円）													
	全給料表	行政職	公安職	海事職	教育職（一）	教育職（二）	教育職（三）	研究職	医療職（一）	医療職（二）	医療職（三）	福祉職	特定任期付職員	第２号任期付研究員
管理職手当	4,991	8,179	2,394		9,742	2,800	5,460	5,757	39,783	2,850	875			
初任給調整手当	251	50			4,038				226,950					
扶養手当	8,003	7,754	12,757	20,100	9,319	8,442	6,234	6,308	4,233	7,732	3,938	10,554		
地域手当	24,729	25,005	24,993	25,404	27,873	25,750	23,984	23,617	80,802	22,766	21,468	23,621	41,822	23,067
住居手当	6,019	6,359	5,446	5,025	5,379	6,821	5,681	8,604	9,847	6,752	4,405	6,046		
通勤手当	11,841	14,645	12,355	5,305	17,074	13,159	9,340	17,725	6,230	20,410	18,115	13,114	14,728	3,067
単身赴任手当	141	76	735		294	11	17							
へき地手当及びへき地手当に準ずる手当														
義務教育等教員特別手当	3,227					5,341	5,221							
寒冷地手当			1											
計	59,202	62,068	58,681	55,834	73,719	62,324	55,937	62,011	367,845	60,510	48,801	53,335	56,550	26,134

第12表　再任用職員及び職員の給与に関する条例付則第25項により給料月額が決定される職員の適用給料表別、級別人員

その１　暫定再任用職員（常勤職員）　（人）

給料表	1級	2級	特2級	3級	4級	5級	6級	7級	特7級	8級	9級	計
行政職給料表				13	71	37	4					125
公安職給料表	2	1		9	34							46
海事職給料表				1	1							2
教育職給料表（一）												0
教育職給料表（二）	26	313										339
教育職給料表（三）		502										502
研究職給料表				6								6
医療職給料表(一)												0
医療職給料表(二)				1	1		3					5
医療職給料表(三)				2	3	1						6
福祉職給料表												0
								全給料表計				1,031

（注）　「暫定再任用職員」とは、定年が段階的に引き上げられる経過期間（令和5年度～令和13年度）において、新たな定年後に、１年を超えない範囲内で、フルタイム又は短時間の職で再任用される職員をいう。

その２　暫定再任用職員（短時間）及び定年前再任用短時間勤務職員　（人）

給料表	1級	2級	特2級	3級	4級	5級	6級	7級	特7級	8級	9級	計
行政職給料表	1			17	131	369	12					530
公安職給料表												0
海事職給料表				2	1							3
教育職給料表（一）												0
教育職給料表（二）	25	449										474
教育職給料表（三）		659										659
研究職給料表		1		10								11
医療職給料表(一)												0
医療職給料表(二)				2			1					3
医療職給料表(三)				3	5	6						14
福祉職給料表		1										1
								全給料表計				1,695

（注）　「定年前再任用短時間勤務職員」とは、60歳以後に退職した職員を、本人の意向を踏まえ、定年退職日相当日まで、短時間勤務の職で再任用される職員をいう。

その３　職員の給与に関する条例付則第25項により給料月額が決定される職員　　（人）

給　料　表	1級	2級	特2級	3級	4級	5級	6級	7級	特7級	8級	9級	計
行政職給料表				3	12	6	59					80
公安職給料表					3	14	12					29
海事職給料表												0
教育職給料表（一）												0
教育職給料表（二）	1	179										180
教育職給料表（三）		268										268
研究職給料表				1	3							4
医療職給料表(一)												0
医療職給料表(二)						4	3					7
医療職給料表(三)				1		5	6					12
福祉職給料表												0
								全給料表計				580

（注）　「職員の給与に関する条例付則第25項により給料月額が決定される職員」とは、定年が段階的に引き上げられることに伴い、給料月額が60歳前の７割に決定される職員をいう。

２　民間給与関係資料

今回の報告の基礎となった令和７年職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

⑴　調査の目的と時期

この調査は、一般職に属する職員の給与を検討するため、令和７年４月現在における民間給与の実態を調査したものである。

⑵　調査機関

人事委員会及び人事院

⑶　調査の範囲

①　調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の県内の民間事業所　1,310 事業所

②　調査対象職種

76 職種（行政職相当職種 22 職種、その他の職種 54 職種）

⑷　調査対象の抽出

①　標本事業所の抽出

⑶の①に記載した事業所を、組織、規模、産業により 15 層に層化し、これらの層から 262 事業所を無作為に抽出し、実地調査を行った。調査の完結した事業所は、第 13 表のとおりである。

②　従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

⑸　集計

①　調査実人員

初任給関係 603 人（行政職に相当する調査実人員 567 人）初任給関係以外の調査職種 10,334 人（行政職に相当する調査実人員 9,282 人）

なお、初任給関係以外の調査職種該当者（母集団）の推定数は、89,712 人、行政職に相当するものは、66,260 人

②　総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第13表　産業別、企業規模別調査事業所数

産業＼企業規模	規　模　計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
	事業所	事業所	事業所	事業所
産　　業　　計	224	108	91	25
農　業　、　林　業　、　漁　業	1	0	1	0
鉱　業　、　採　石　業　、　砂　利 採　取　業　、　建　設　業	10	4	4	2
製　　造　　業	120	55	53	12
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業、郵便業	38	18	14	6
卸　売　業　、　小　売　業	13	9	3	1
金　融　業　、　保　険　業　、 不　動　産　業　、　物　品　賃　貸　業	7	5	2	0
教　育　、　学　習　支　援　業　、 医　療　、　福　祉　、　サ　ー　ビ　ス　業	35	17	14	4

（注）1　調査対象事業所262所のうち、調査完了事業所は224所、調査不能となった事業所は38所、企業規模又は事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所は６所である。

2　調査完了率は、87.5%であり、以下のとおり算出した。

調査完了率＝調査完了事業所 224所／（調査対象事業所 262所－調査対象外事業所 ６所）×100

3　「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業分類における大分類「学術研究、専門･技術サービス業」、「宿泊業、飲食 サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第14表　職種別、学歴別、企業規模別初任給

職　　種	学　　歴	企業規模計 (100人以上)	500人以上	100人以上 500人未満	【参考】 50人以上 100人未満
		円	円	円	円
新卒事務員・ 技術者計	大　学　卒	234,516	240,982	221,637	230,000
	短　大　卒	214,149	216,160	208,563	203,500
	高　校　卒	194,404	197,706	189,817	198,825
新卒事務員	大　学　卒	231,094	239,734	213,439	―
	短　大　卒	209,744	214,123	194,656	203,500
	高　校　卒	193,334	197,849	187,084	210,000
新卒技術者	大　学　卒	241,918	243,759	238,449	230,000
	短　大　卒	217,850	218,051	217,377	―
	高　校　卒	195,327	197,582	192,185	195,100

（注）1　金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所の平均）であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。

2　大学卒には修士課程、博士課程の修了者は含まない。

第15表　企業規模別、職種別給与額等

その１　給与比較の対象職種

１　企業規模計（100人以上）

職種名		調査実人員	平均年齢	令和７年４月分平均支給額		
				きまって支給する給与（Ａ）	うち時間外手当（Ｂ）	（Ａ）－（Ｂ）
		人	歳	円	円	円
事務・技術関係職種	支店長	13	52.6	812,275	0	812,275
	工場長	33	55.2	789,608	1,557	788,051
	事務部長	239	54.1	686,459	4,838	681,621
	技術部長	454	53.4	743,152	1,187	741,965
	事務部次長	145	53.6	680,313	11,789	668,524
	技術部次長	118	53.8	634,970	9,339	625,631
	事務課長	414	49.7	601,851	28,831	573,020
	技術課長	711	50.4	620,742	6,937	613,805
	事務課長代理	237	44.7	568,159	71,778	496,381
	技術課長代理	295	41.4	539,087	50,488	488,599
	事務係長	564	45.4	461,328	57,807	403,521
	技術係長	454	46.2	477,953	62,378	415,575
	事務主任	502	45.5	417,789	62,678	355,111
	技術主任	593	43.6	474,593	87,198	387,395
	事務係員	1,950	38.8	350,827	47,292	303,535
	技術係員	2,152	37.1	375,753	54,344	321,409

（注）１　「中間職（部長－課長間）」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう。
２　「中間職（課長－係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう。
３　「中間職（係長－係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう。
（以下２から４において同じ。）

備　　考	対　応　級
構成員50人以上の支店(社)の長及び工場の長 （取締役兼任者を除く。）	本表２企業規模500人以上及び本表３企業規模100人以上500人未満の対応級欄参照
２課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職（取締役兼任者を除く。）	
上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）	
２係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	
上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下４人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）	
係の長及び係長級専門職	
係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）	

2　企業規模500人以上

職種名		調査実人員	平均年齢	令和７年４月分平均支給額		
				きまって支給する給与（Ａ）	うち時間外手当（Ｂ）	（A）－（B）
		人	歳	円	円	円
事務・技術関係職種	支店長	10	51.8	881,686	0	881,686
	工場長	24	55.6	858,936	2,106	856,830
	事務部長	147	54.4	724,132	644	723,488
	技術部長	326	53.7	776,331	757	775,574
	事務部次長	100	52.8	724,001	9,252	714,749
	技術部次長	96	54.0	628,738	1,758	626,980
	事務課長	315	50.2	640,204	33,434	606,770
	技術課長	624	50.5	632,626	6,350	626,276
	事務課長代理	188	43.5	588,732	77,738	510,994
	技術課長代理	243	41.1	551,363	51,180	500,183
	事務係長	379	45.4	481,250	59,607	421,643
	技術係長	294	46.1	504,280	59,259	445,021
	事務主任	325	47.0	437,517	62,045	375,472
	技術主任	427	43.4	494,325	94,009	400,316
	事務係員	1,254	38.9	367,020	51,089	315,931
	技術係員	1,534	37.1	385,366	56,280	329,086

備　　考	対　応　級
構成員50人以上の支店(社)の長及び工場の長 （取締役兼任者を除く。）	行政職給料表９級
２課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職（取締役兼任者を除く。）	
上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）	
２係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	行政職給料表７級、特７級及び８級
上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下４人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）	行政職給料表５級、６級
係の長及び係長級専門職	行政職給料表３級、４級
係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）	行政職給料表２級
	行政職給料表１級

3　企業規模100人以上500人未満

職種名		調査実人員	平均年齢	令和７年４月分平均支給額		
				きまって支給する給与（Ａ）	うち時間外手当（Ｂ）	（A）－（B）
		人	歳	円	円	円
事務・技術関係職種	支店長	3	55.8	523,622	0	523,622
	工場長	9	54.0	593,034	0	593,034
	事務部長	92	53.8	633,614	10,720	622,894
	技術部長	128	52.4	626,763	2,696	624,067
	事務部次長	45	55.0	604,096	16,215	587,881
	技術部次長	22	52.7	662,817	43,216	619,601
	事務課長	99	48.4	504,278	17,121	487,157
	技術課長	87	48.9	489,071	13,448	475,623
	事務課長代理	49	49.4	485,553	47,845	437,708
	技術課長代理	52	43.0	470,772	46,636	424,136
	事務係長	185	45.5	414,019	53,533	360,486
	技術係長	160	46.3	415,593	69,766	345,827
	事務主任	177	42.7	381,295	63,849	317,446
	技術主任	166	45.1	374,574	52,677	321,897
	事務係員	696	38.6	314,021	38,661	275,360
	技術係員	618	37.1	333,728	45,878	287,850

備　　考	対　応　級
構成員50人以上の支店(社)の長及び工場の長 （取締役兼任者を除く。）	行政職給料表７級、特７級及び８級
２課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職（取締役兼任者を除く。）	
上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）	
２係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	行政職給料表５級、６級
上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下４人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）	行政職給料表４級
係の長及び係長級専門職	行政職給料表３級
係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）	行政職給料表２級
	行政職給料表１級

4　【参考】企業規模50人以上100人未満

職種名		調査実人員	平均年齢	令和７年４月分平均支給額		
				きまって支給する給与（Ａ）	うち時間外手当（Ｂ）	（A）－（B）
		人	歳	円	円	円
事務・技術関係職種	支店長	－	－	－	－	－
	工場長	－	－	－	－	－
	事務部長	9	55.8	500,258	0	500,258
	技術部長	10	55.1	497,638	0	497,638
	事務部次長	5	53.5	475,007	0	475,007
	技術部次長	2	45.0	447,650	0	447,650
	事務課長	17	51.6	425,929	19,930	405,999
	技術課長	16	49.0	404,418	10,133	394,285
	事務課長代理	12	52.6	432,184	69,392	362,792
	技術課長代理	13	49.6	389,551	30,221	359,330
	事務係長	27	47.7	352,863	23,603	329,260
	技術係長	22	44.4	355,732	26,595	329,137
	事務主任	44	47.5	345,863	40,833	305,030
	技術主任	23	42.1	334,974	19,711	315,263
	事務係員	104	40.2	268,244	18,719	249,525
	技術係員	104	38.1	287,797	16,871	270,926

備　　考
構成員50人以上の支店(社)の長及び工場の長 （取締役兼任者を除く。）
２課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長 及び部長級専門職（取締役兼任者を除く。）
上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）
２係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長 及び課長級専門職
上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下４人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長 代理及び課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）
係の長及び係長級専門職
係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代 理以上に直属し部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記 主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）

その２　給与比較の対象外職種

企業規模計（100人以上）

職種名		調査実人員	平均年齢	令和７年４月分平均支給額		
				きまって支給する給与（Ａ）	うち時間外手当（Ｂ）	（Ａ）－（Ｂ）
		人	歳	円	円	円
研究関係職種	研究所長	5	54.3	819,818	0	819,818
	研究部（課）長	63	50.7	678,741	3,463	675,278
	研究室（係）長	47	53.8	692,049	2,415	689,634
	主任研究員	129	46.7	590,206	9,820	580,386
	研究員	94	37.1	475,046	52,963	422,083
	研究補助員	22	39.4	378,680	55,026	323,654
医療関係職種	病院長	1	X	X	X	X
	副院長	2	61.5	1,258,413	189,528	1,068,885
	医科長	19	54.2	1,345,400	282,387	1,063,013
	医師	20	35.1	859,687	96,632	763,055
	歯科医師	－	－	－	－	－
	薬局長	7	53.9	519,996	19,643	500,353
	薬剤師	21	39.5	434,644	30,689	403,955
	診療放射線技師	34	39.4	394,597	29,816	364,781
	臨床検査技師	38	41.5	378,873	27,778	351,095
	栄養士	18	33.4	330,140	37,005	293,135
	理学療法士	34	38.4	336,514	7,557	328,957
	作業療法士	24	38.8	338,965	10,455	328,510
	総看護師長	6	53.5	536,899	45,877	491,022
	看護師長	57	50.5	441,262	54,178	387,084
	看護師	121	44.3	420,502	41,786	378,716
	准看護師	69	42.0	293,532	22,512	271,020
教育関係職種	大学学部長	4	58.8	686,130	15,375	670,755
	大学教授	40	55.6	709,509	6,440	703,069
	大学准教授	38	46.6	584,292	5,857	578,435
	大学講師	13	46.0	446,825	9,366	437,459
	大学助教	8	39.3	540,427	0	540,427
	高等学校校長	－	－	－	－	－
	高等学校教頭	4	56.5	687,557	64,792	622,765
	高等学校教諭	45	44.3	527,435	58,943	468,492

（注）「X」は、調査実人員が１人の場合である。

備　　考
構成員50人以上の所の長（取締役兼任者を除く。）
２室(係)以上又は構成員７人以上の部(課)の長
構成員３人以上の室(係)の長
下記研究員より上位の者（研究所長の職名を有する者、上記研究部(課)長及び研究室(係)長を除く。）
部下に医師又は歯科医師５人以上
上記病院長に事故等のあるときの職務代行者
部下に医師又は歯科医師１人以上
部下に薬剤師２人以上
部下に看護師長５人以上
部下に看護師又は准看護師５人以上

第16表　民間における住宅手当の支給状況

支給の有無	事業所割合
支給する	60.0%
支給しない	40.0%
借家・借間居住者に対する住宅手当月額の最高支給額の並数階層	20,000円以上21,000円未満

（注）　企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計したものである。
備考　　職員の場合、住居手当の現行の最高支給限度額は、28,000円である。

第17表　民間における通勤手当の支給状況

その１　自動車使用者に対する通勤手当の支給状況

支給する	支給形態				支給しない
	運賃相当額制	距離段階別定額制	一律定額制	その他	
%	%	%	%	%	%
100.0	(29.7)	(53.4)	(0.0)	(16.9)	0.0

（注）１　支給形態の（　　）内は、自動車使用者に通勤手当を支給する事業所を100とした割合である。
２　企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計したものである。（その２からその４において同じ）

その２　自動車使用者に対する距離段階別定額制に係る通勤手当の支給状況

	距離段階別定額制における支給月額					
距離（片道）	５km	10km	20km	30km	40km	50km
支給月額	3,240円	5,973円	11,674円	17,256円	22,755円	27,175円
距離（片道）	60km	70km	80km	90km	100km	
支給月額	32,071円	36,662円	43,152円	48,930円	54,225円	

（注）　当該距離段階を設定している事業所を対象に集計した平均支給額である。

その３　外部の駐車場を利用する自動車使用者に対する駐車場利用に係る通勤手当の支給状況

支給する	支給形態				支給しない
	全額支給制	制限支給制	一律定額制	その他	
%	%	%	%	%	%
42.9	(29.0)	(45.4)	(6.5)	(19.0)	57.1

（注）１　支給形態の（　　）内は、外部の駐車場を利用する自動車使用者に駐車場利用に係る通勤手当を支給する事業所を100とした割合である。
２　小数点以下第２位を四捨五入しているため、内訳の合計は計と一致しない場合がある。

その４　外部の駐車場を利用する自動車使用者に対する駐車場利用に係る通勤手当の月額支給の状況

月額						
3,000円未満	3,000円以上 4,000円未満	4,000円以上 5,000円未満	5,000円以上 6,000円未満	6,000円以上 7,000円未満	7,000円以上 8,000円未満	8,000円以上 9,000円未満
0.0%	8.7%	8.1%	57.0%	0.0%	9.0%	0.0%

月額		
9,000円以上 10,000円未満	10,000円以上 15,000円未満	15,000円以上
0.0%	9.7%	7.5%

（注）１　外部の駐車場を利用する自動車使用者に駐車場利用に係る通勤手当を全額支給制又は制限支給制、一律定額制として支給する事業所を100とした割合である。
２　全額支給制及び制限支給制にあっては最高支給月額。

第18表　民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

係　　員		課　　長　　級		部 長 級 （ 非 役 員 ）	
一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
%	%	%	%	%	%
51.3	48.7	46.9	53.1	48.5	51.5

（注）　企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計したものである。

第19表　民間における定年制の状況

定年制あり	定年年齢		定年制なし
	60歳	61歳以上	
%	%	%	%
99.5	68.9	30.6	0.5

（注）1　定年制の有無を回答した事業所を100とした割合である。
　　2　企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計したものである。

第20表　定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

区分＼項目	給与減額あり		給与減額なし
		60歳で減額	
	%	%	%
課長級	57.4	46.9	42.6
非管理職	52.2	46.5	47.8

（注）1　「定年年齢を60歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む（第21表において同じ。）。
　　2　一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を100とした割合である。
　　3　企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計したものである。

第21表　定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準

課長級	非管理職
%	%
72.8	74.5

（注）1　標準的な常勤従業員が60歳になる前に受けていた年間給与水準を100とした場合に60歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。
　　2　企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計したものである。

３　生計費関係資料

総務省の「全国家計構造調査」、「全国単身世帯収支実態調査」及び「家計調査」に基づき、１人世帯及び夫婦のみ又は夫婦とその子で構成される複数人世帯（２人～５人世帯）について、世帯人員別に世帯主の想定年齢を設定し、令和７年４月の標準生計費を算定した。

標準生計費は、次の５つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ「全国家計構造調査」、「全国単身世帯収支実態調査」及び「家計調査」の次に掲げる大分類項目に対応する。

- 食　料　費……食料
- 住 居 関 係 費……住居、光熱・水道、家具・家事用品
- 被服・履物費……被服及び履物
- 雑　費　Ⅰ……保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
- 雑　費　Ⅱ……その他の消費支出（諸雑費、こづかい（使途不明）、交際費、仕送り金）

第 22 表　費目別、世帯人員別標準生計費（令和７年４月、水戸市）

費目＼世帯人員	１　人	２　人	３　人	４　人	５　人
	円	円	円	円	円
食　料　費	34,622	46,768	59,817	72,857	85,906
住 居 関 係 費	41,590	53,991	45,057	36,128	27,194
被 服・履 物 費	5,249	3,777	6,016	8,254	10,492
雑　費　Ⅰ	23,882	35,000	48,743	62,471	76,214
雑　費　Ⅱ	9,229	15,025	19,658	24,295	28,927
計	114,572	154,561	179,291	204,005	228,733

（参考）技能労務職員関係資料

1　技能労務職員給与関係資料

第１表　給料表別職員数、平均年齢及び平均経験年数

給料表	職員数	平均年齢	平均経験年数
全給料表	80人	50.7歳	30.8年
現業職給料表（一）	63	55.3	35.8
現業職給料表（二）	17	33.7	12.3

第２表　給料表別、学歴別、性別人員構成比

給料表	計	学歴別人員構成比			性別人員構成比	
		短大卒	高校卒	中学卒	男性	女性
全給料表	100.0%	－%	95.0%	5.0%	91.3%	8.8%
現業職給料表（一）	100.0	－	95.2	4.8	92.1	7.9
現業職給料表（二）	100.0	－	94.1	5.9	88.2	11.8

（注）　構成比は、小数点以下第２位を四捨五入しているため、合計しても100%にはならない場合がある。

第３表　給料表別平均給与月額

給料表	給料	地域手当	扶養手当	住居手当	計
全給料表	341,383円	22,831円	5,219円	3,044円	372,477円
現業職給料表（一）	351,441	23,979	5,159	2,151	382,730
現業職給料表（二）	304,106	18,573	5,441	6,353	334,473

（注）　給料には、給料の調整額及び切替に伴う差額を含む。

第４表　扶養に関する調

その１　扶養手当支給状況

区分	受給人員	非受給人員	計	平均受給月額	
				全職員1人当たり	受給者1人当たり
支給状況	32人	48人	80人	5,219円	13,047円

その２　扶養親族数

区分	配偶者	子	父母等	計	平均扶養親族数	
					全職員1人当たり	受給者1人当たり
扶養親族数	23人	23人	6人	52人	0.7人	1.6人

（注）　この表でいう扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっているものである。

第５表　住居に関する調

その１　住居手当支給状況

区分	受給人員	非受給人員	計	平均受給月額	
				全職員１人当たり	受給者１人当たり
支給状況	10 人	70 人	80 人	3,044 円	24,350 円

その２　住居手当額別人員及び構成比

住居手当額	11,000円以下	11,100円以上 28,000円未満	28,000円	計
人員	1 人	5 人	4 人	10 人
構成比	10.0 %	50.0 %	40.0 %	100.0 %

第６表　通勤に関する調

その１　通勤手当支給状況

区分	受給人員	非受給人員	計	平均受給月額	
				全職員１人当たり	受給者１人当たり
支給状況	67 人	13 人	80 人	9,820 円	11,725 円

その２　１か月当たり通勤手当額別人員及び構成比

通勤手当額	人員	構成比
10,000円以下	36 人	53.7 %
10,001円以上 20,000円以下	21	31.3
20,001円以上 30,000円以下	7	10.4
30,001円以上 40,000円以下	2	3.0
40,001円以上 50,000円以下	1	1.5
50,001円以上 150,000円以下	0	0.0
計	67	100.0

（注）　1　手当額は、すべての通勤方法に対して支給する通勤手当の総額である。

2　構成比は、小数点以下第２位を四捨五入しているため、合計しても100%にならない場合がある。

第７表　給料表別、級別、号給別人員分布

その１　現業職給料表(一)　(現業職給料表(二)の適用を受けない全ての技能労務職員に適用)

	1級	2級	3級	4級	5級
1 号給	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					1
34					1
35					
36					
37					1
38					1
39					
40					
41					2
42					
43					2
44					1
45					
46					5
47					1
48					1
49					4
50					3
51					2
52					3
53					5
54					8
55					
56					3
57					1
58					3
59		1			
60					4

	1級	2級	3級	4級	5級
61 号給	人	人	人	人	2 人
62					
63					
64					
65					
66					
67					
68					
69					
70					
71					
72					
73					
74					
75				1	
76					
77					
78				1	
79				1	
80					
81				1	
82				2	
83					
84					
85					
86					
87				1	
88					
89				1	
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					

	1級	2級	3級	4級	5級
121 号給	人	人	人	人	人
122					
123					
124					
125					
126					
127					
128					
129					
130					
131					
132					
133					
134					
135					
136					
137					
計	0	1	0	8	54
				職員総数	63 人

その２　現業職給料表(二)　（船舶に乗り組む技能労務職員に適用）

	1級	2級	3級	4級
1 号給	人	人	人	人
2				
3				
4				
5	1	1		
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12	1			
13				
14				
15				
16		1		
17	2			
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24		1		
25	1			
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35				
36				
37	1			
38				
39		1		
40				
41				
42				
43				
44				
45	1			
46				
47				
48				
49	1			
50				
51				
52		1		
53				
54				
55				
56				
57				
58				
59				
60			1	

	1級	2級	3級	4級
61 号給	人	人	人	人
62				
63				
64				
65				
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73				
74				
75				
76				
77				
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				1
85				
86				
87				
88				
89				
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				2
98				
99				
100				
101				
102				
103				
104				
105				
計	8	5	1	3
			職員総数	17 人

第８表　手当の種類別、給料表別受給人員及び全職員１人当たり平均受給月額

区分 / 手当種類	受給人員			全職員１人当たり平均受給月額		
	全給料表	現業職（一）	現業職（二）	全給料表	現業職（一）	現業職（二）
	人	人	人	円	円	円
扶養手当	32	27	5	5,219	5,159	5,441
地域手当	80	63	17	22,831	23,979	18,573
住居手当	10	6	4	3,044	2,151	6,353
通勤手当	67	58	9	9,820	11,533	3,471
計				40,914	42,822	33,838

２　民間技能労務従業員給与関係資料

第９表　職種別給与額等

職種名		調査実人員	平均年齢	令和７年４月分平均支給額		
				きまって支給する給与（Ａ）	うち時間外手当（Ｂ）	（Ａ）－（Ｂ）
		人	歳	円	円	円
技能・労務関係職種	電話交換手	－	－	－	－	－
	自家用乗用自動車運転手	8	48.7	414,621	77,482	337,139
	守衛	44	46.8	436,741	94,597	342,144
	用務員	－	－	－	－	－

備考　自家用乗用自動車運転手については、業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。

第10表　民間における特別給の支給状況

項目＼区分		技能・労務等従業員
平均所定内給与月額	下半期　（Ａ１）	300,263　円
	上半期　（Ａ２）	312,437　円
特別給の支給額	下半期　（Ｂ１）	596,493　円
	上半期　（Ｂ２）	646,256　円
特別給の支給割合	下半期　$\left(\frac{B_1}{A_1}\right)$	1.99　月分
	上半期　$\left(\frac{B_2}{A_2}\right)$	2.07　月分
特別給の支給割合年間計		4.06　月分

（注）　下半期とは令和６年８月から令和７年１月まで、上半期とは同年２月から７月までの期間をいう。

令和7年 人事院勧告・報告の概要

（参考）
人事院の報告及び勧告

人事院

激しい人材獲得競争を勝ち抜くため、改革を次のフェーズへ

人事院が実現する「これから」の公務

高い使命感とやりがいを持って働ける公務

- 国家公務員行動規範の周知・啓発
- 府省横断チームによる公務のブランディング

実力本位で活躍できる公務

- 職務・職責をより重視した給与体系を含む、**新たな人事制度の構築**に向けて、給与、勤務時間、任用等を一体的に検討

【R8年度に骨格、R9年度に具体的内容を報告】

- 採用市場での競争力確保のため、**官民給与の比較対象を見直し**
- 業務の特殊・困難性の高まりに伴い**本府省業務調整手当を拡充**
- 職務・職責に見合った処遇確保のため、**在級期間に係る制度を廃止**

【R7年度から先行して実施】

働きやすさと成長が両立する公務

- **月100時間超等の超過勤務最小化**に向け、各府省の実情に応じた伴走支援や調査・指導の強化

【R7年度から実施】

- 自己実現や社会貢献につながるような**兼業制度（自営兼業）の見直し**

【R8年度から施行】

- 様々な事情を抱えた職員の活躍を支えるための**無給休暇の導入**

【R8年度に措置内容を報告】

- **国家公務員の「能力一覧」**を作成し、人材の育成や確保に活用

【R7年度に作成】

誰もが挑戦できる開かれた公務

- **経験者採用試験におけるCBT**（オンライン試験）**の導入**

【R8年度に試行試験、R9年度に導入】

- **インターンシップを活用した早期選考**の実施に向けた環境整備

【R8年度から実施】

- **柔軟なアルムナイ採用**のための能力実証方法や公募手続の簡素化

【R8年度から実施】

- **技術系人材の確保**に特化した採用ルートの整備

【R8年度に具体像の提示】

～世界に誇れる社会を作り、未来につなげるために～

令和7年 人事院勧告・報告の概要

人事院

官民給与の比較方法の見直し

行政課題の複雑化・多様化や厳しい人材獲得競争を踏まえ、公務の職務・職責を重視し、より規模の大きな企業と比較

- 比較対象企業規模を「50人以上」から「100人以上」に引上げ
- 本府省職員との対応関係を東京23区・本店の企業規模「500人以上」から「1,000人以上」に引上げ

➡ **令和7年は見直し後の方法で比較。月例給は、生じた較差を解消するため、次のとおり改定**

月例給

官民較差：15,014円（3.62%）
［ 令和7年4月分の民間給与を調査して官民比較 ］【令和7年4月実施】

俸給

- **採用市場での競争力向上のため、初任給を大幅に引上げ**
  【総合職（大卒）】242,000円（＋5.2%［＋12,000円］）　【一般職（大卒）】232,000円（＋5.5%［＋12,000円］）
  【一般職（高卒）】200,300円（＋6.5%［＋12,300円］）

- **若年層に重点を置きつつ、その他の職員も昨年を大幅に上回る引上げ改定**
  ※ 行政職俸給表（一）の平均改定率は、3.3%
  ※ 官民較差はいわゆる「ベア」に相当。モデル試算した定期昇給分を加えると、月収で約5.1%の給与改善

本府省業務調整手当

- 幹部・管理職員を新たに支給対象に加え、51,800円を支給
- 課長補佐級の手当額を10,000円、係長級以下の手当額を2,000円引上げ

特地勤務手当等

- 著しく不便な地に所在する官署（特地官署等）に勤務する職員に支給される特地勤務手当等と他の手当との減額調整を廃止
- 特地官署等への採用に伴い転居を行った職員を手当の支給対象に追加

ボーナス ［ 直近1年間（令和6年8月～令和7年7月）の民間の支給状況を調査して官民比較 ］

- **支給月数の改定**【令和7年4月実施】

  年間 4.60 月分 → 4.65 月分　期末手当及び勤勉手当の支給月数をともに0.025月分引上げ

職務・職責をより重視した新たな給与体系に移行するため先行して行う見直し

①官民給与の比較方法、②本府省業務調整手当、③特地勤務手当等の見直し（以上前掲）のほか、
④昇格前の級に一定期間在級することを求める制度（在級期間表）を廃止

【①は令和7年の官民給与比較から実施、②及び③は令和7年4月実施、④は令和8年4月実施】

その他の主な給与制度の見直し

通勤手当【②は令和7年4月実施、①及び③は令和8年4月実施】

① 自動車等使用者について、65㎞以上から100㎞以上までの区分（5㎞刻み）を新設（上限66,400円）
② 現行の「60㎞以上」までの距離区分についても、民間の支給状況等を踏まえ、200円から7,100円までの幅で引上げ
③ 1か月当たり5,000円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当を新設

職員の月例給与水準を適切に確保するための措置【令和8年4月実施】

人材獲得競争が激しくなる中、最低賃金の上昇が続いている状況を踏まえ、月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合に、その差額を補填するための手当を措置

本年の給与勧告のポイント

本年の給与勧告のポイント①

月例給 民間と公務の本年４月分給与を調査。主な給与決定要素を同じくする者同士を比較《令和７年４月実施》

民間給与との較差(＊)　15,014円（3.62%）を解消するため次のとおり改定

＊いわゆる「ベア」に相当。モデル試算した定期昇給分を加えると月収で約5.1%の給与改善

- **俸給**
  - 採用市場での競争力向上のため、初任給を大幅に引上げ
    【総合職(大卒)】 242,000円 （＋5.2%、＋12,000円） 【一般職(大卒)】 232,000円 （＋5.5%、＋12,000円）
    【一般職(高卒)】 200,300円 （＋6.5%、＋12,300円） 本府省採用の総合職(大卒)は30万円を超える初任給に(301,200円)
  - 若年層に重点を置きつつ、その他の職員も昨年を大幅に上回る引上げ改定
    ※　行政職俸給表(一)の平均改定率は、１級[係員] 5.2%、２級[主任等] 4.2%、全体 3.3%
- **本府省業務調整手当**
  - 幹部・管理職員を新たに支給対象に加え、51,800円を支給
  - 課長補佐級の手当額を10,000円、係長級以下の手当額を2,000円引上げ
- **特地勤務手当等**
  - 特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当と他の手当との減額調整の廃止等

※　改定の内訳：俸給 10,975円　本府省業務調整手当 2,568円　特地勤務手当等 72円　はね返り分(＊) 1,399円　＊俸給の改定により諸手当の額が増減する分

ボーナス 直近1年間(昨年8月～本年7月)の民間の支給割合と公務の年間の支給月数を比較《令和７年４月実施》

- 民間の支給割合　4.65月
- 公務の平均支給月数　現行 4.60月
  - 民間の支給状況に見合うよう引上げ
    年間4.60月分→4.65月分(＋0.05月分)
  - 引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に
    0.025月分ずつ均等に配分

（一般の職員の場合の支給月数）

		６月期	12月期
令和７年度	期末手当	1.25 月（支給済み）	1.275 月（現行1.25 月）
	勤勉手当	1.05 月（支給済み）	1.075 月（現行1.05 月）
８年度以降	期末手当	1.2625 月	1.2625 月
	勤勉手当	1.0625 月	1.0625 月

1

本年の給与勧告のポイント②

官民給与の比較方法の見直し

【考え方】

○ 官民給与の比較は、民間企業の状況を広く反映させるとともに、公務の職務・職責に照らして、適切な比較対象とすることが必要

○ 行政課題の複雑化・多様化を踏まえると、公務の職務・職責を重視し、より規模の大きな民間企業と比較することが適当

○ 採用市場における競争力を高めるには、人材獲得上の競合関係にある企業規模を意識する必要

【見直し内容】

○ 官民給与の比較対象を【企業規模100人以上】とする

○ 較差算出に当たり、本府省職員は、業務執行面での類似性や立地条件、業務の特殊性や困難性を考慮し、東京23区本店の【企業規模1,000人以上】と対応させる

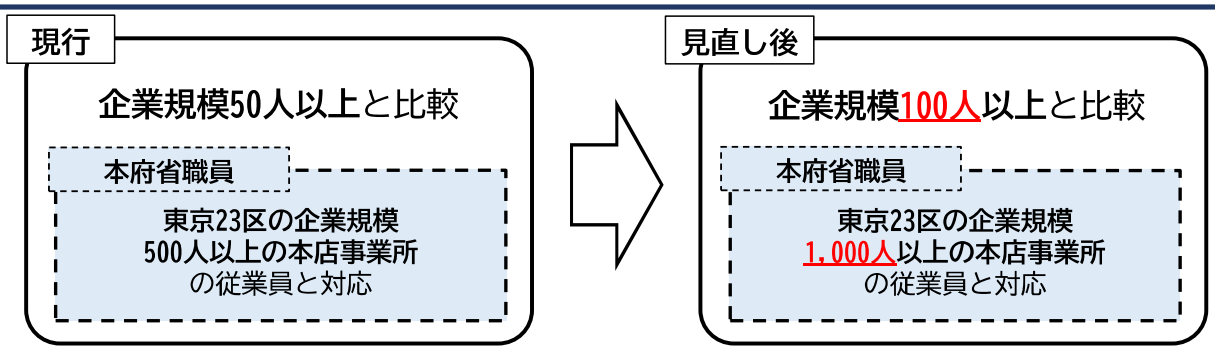

2

本年の給与勧告のポイント③

①本府省業務調整手当の見直し 《令和７年４月実施》

- 本府省業務の特殊性・困難性の一層の高まりを踏まえ、本府省業務調整手当を次のとおり見直し
  - ・支給対象に本府省の幹部・管理職員を追加し、51,800円を支給
  - ・本府省の課長補佐級以下の職員の手当額を引上げ

〔引上げ額〕・課長補佐級 10,000円
・係長級以下　2,000円

【本府省業務調整手当の手当額】
（指定職俸給表及び行政職俸給表(一)の場合）

	職務の級	手当額　(円)	
		現行	見直し後
幹部・管理職員	指定職	―	51,800
	行(一)7級以上	―	51,800
幹部・管理職員以外の職員	行(一)7級以上	41,800	51,800
	行(一)6級	39,200	49,200
	行(一)5級	37,400	47,400
	行(一)4級	22,100	24,100
	行(一)3級	17,500	19,500
	行(一)2級	8,800	10,800
	行(一)1級	7,200	9,200

②在級期間表の廃止 《令和８年４月実施》

- 職務給の原則の下、職務・職責に見合った給与処遇が確保できるよう、在級期間に係る制度を廃止

※ 在級期間 … 職員が昇格するために原則として一定の期間昇格前の級に在級することを求めるもの

- 関連する初任給制度等の諸制度も見直し

③転勤する職員に対する給与上の措置（特地勤務手当等の見直し）

《(1)、(2)及び②は令和７年４月実施、①は令和８年４月実施》

- 勤務地を異にする異動の円滑化を図るためには、必要不可欠な転勤をする職員に対する給与面での支援が必要
- この一環として、著しく不便な地に所在する特地官署等に勤務する職員に支給される特地勤務手当等を次のとおり見直し

(1) 特地勤務手当等と他の手当との減額調整の廃止

・特地勤務手当と地域手当との減額調整の廃止
・特地勤務手当に準ずる手当と広域異動手当との減額調整の廃止

(2) 特地勤務手当に準ずる手当の支給対象の拡大

・特地官署等への採用に伴い転居した職員に手当を新たに支給

※ そのほか、①特地官署等の指定の見直し、②特地勤務手当等の額の算定基礎の見直し等を実施

- その他の勤務地を異にする異動に係る手当については、令和8年度に制度上の措置を講じられるよう調査・検討

3

本年の給与勧告のポイント④

その他

通勤手当 《①(1)及び(3)は令和8年4月実施、①(2)は令和7年4月実施、②は令和8年10月実施》

① 自動車等使用者に対する通勤手当について、民間の支給状況等を踏まえ、以下のとおり見直し
(1)「100km以上」を上限とする新たな距離区分(5km刻み)を新設(上限66,400円)（現行は「60km以上」）
(2) 現行の距離区分についても、200円から7,100円までの幅で引上げ
(3) １か月当たり5,000円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当を新設
② 職員に対して適時適切に通勤手当を支給するため、採用や異動の日から通勤手当を支給できるよう支給方法を見直し

職員の月例給与水準を適切に確保するための措置 《令和8年4月実施》

- 人材獲得競争が激しくなる中、最低賃金の上昇が続いている状況を踏まえ、月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合に、その差額を補填するための手当を措置

宿日直手当 《令和7年4月実施》

- 宿日直勤務対象職員の給与の状況を踏まえ、所要の改定（普通・特別宿日直：＋300円　医師当直：＋1,500円）

地域手当 《令和8年4月実施》

- 給与制度のアップデート（令和７年４月～）で段階的に見直しを行うこととしている支給割合について、令和８年度の支給割合を設定

期末・勤勉手当における在職期間等の取扱い 《令和8年4月実施》

- 官民間の人事交流を活性化させるため、官民人事交流法に基づく交流採用職員が民間企業で勤務した期間を在職期間等に通算
- 研究休職の活用を促進するため、法人の種類にかかわらず、職務に密接に関連し、公務に特に資する研究に従事した期間を在職期間等に通算

※ このほか、初任給調整手当及び委員、顧問、参与等の手当について、本年の俸給表の改定状況を踏まえ、所要の改定

4

職務・職責を重視した新たな給与体系の構築等

優秀な人材の確保のための新たな人事制度の必要性

- 人材獲得競争が激しい中、各種施策を総動員して、優秀な人材を確保し、定着させていく必要
  特に政策の企画立案等の業務は、その困難性や特殊性に対応できる能力を有する人材の獲得・リテンションが喫緊の課題
- 給与制度のアップデートで措置した、職務・職責をより重視した俸給体系の整備等の取組を更に強化する必要
- 人事行政諮問会議の最終提言で、まずは政策の企画や立案、高度な調整等を担う職員を対象に、給与・人事評価・任用の在り方を一体的に見直す必要性について指摘

優秀な人材の確保に向け、新たな人事制度を検討

新たな人事制度の方向性

- 採用後の役割や活躍に応じて給与が上昇し、職員の職務や公務への貢献にふさわしい給与水準へ
  - 高い能力・実績のある人材が登用され、より職務・職責に見合った給与が支給される体系とすることが重要
  - 業務効率化の視点を踏まえ、簡素で分かりやすいものとなるよう諸手当を抜本的に見直し
- 特に幹部・管理職員を中心とした政策の企画立案や高度な調整等に関わる職員の新たな人事制度は、次の事項を一体的に検討

職務・職責をより重視した給与体系	勤務時間・任用等
例えば、 ・ 役職段階等により職務や職責に応じた簡素な号俸構成 ・ 時々の職務・職責の変化に応じ水準調整が可能な仕組み ・ 参照すべき民間企業の業種・規模等の水準を踏まえた給与	・ 時間に縛られない働き方の導入 ・ メリハリと納得性のある人事評価に基づく任用の在り方

- 令和８年夏に措置の骨格を、令和９年夏に具体的な内容を報告

※　令和７年においても、職務・職責をより重視した給与を実現し、給与上の各課題に速やかに対処する観点から先行して「本年の給与勧告のポイント②③」の見直しを実施

5